



兵庫県マスコット
はばタン

兵庫が育む こころ豊かで自立する人づくり

重点テーマ

「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成



第4期 ひょうご教育創造プラン
(兵庫県教育基本計画)

令和6(2024)～10(2028)年度

令和6年3月

兵 庫 県

目次

前文

1 はじめに	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間及び運用	2

第1部 本県教育の成果と課題(第3期プランの検証)

新型コロナウイルス感染症の主な影響等	3
基本方針1 「生きる力」を育む教育の推進	6
基本方針2 子どもたちの学びを支える環境の充実	15
基本方針3 人生100年を通じた学びの推進	20

第2部 社会情勢・教育環境の変化

1 新型コロナウイルス感染症の拡大	23
2 グローバル化の進展、国際情勢の不安定化	24
3 人口減少社会の進行	26
4 教育に係る国際的な動向	27
5 令和の日本型学校教育の構築	28
6 こどもまんなか社会の実現	29
7 多様性と包摂性のある共生社会の実現	30
8 Society5.0時代の到来	32
9 新しい働き方の推進、働き方改革の更なる推進	33
10 震災・気象災害への対応	35

第3部 兵庫の教育のめざす姿

1 第4期「ひょうご教育創造プラン」の基本理念	37
2 めざす人間像	39
3 育み培う心、力、態度	39
4 各主体の責任と役割	39
5 体系表(「基本方針」及び「基本的方向」)	41
6 基本方針	
基本方針1 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進	42
基本方針2 すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる	
学校・家庭・地域等の構築	58
基本方針3 安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実	64

第4期プランの骨子	69
-----------	----

策定の経緯	70
-------	----

前 文

Ⅰ はじめに

本県の教育は、いつの時代にあっても教育の根底にある、個人の尊厳を尊重し、豊かな人間性や創造性を育む「こころの豊かさ」の育成を基調に、兵庫型「体験教育」、兵庫型「キャリア教育」、「兵庫の防災教育」等、兵庫らしい教育を展開し、兵庫はもとより、我が国の経済・文化・スポーツ等、様々な分野における発展と繁栄に貢献できる人材を育ててきた。

一方、社会においては、少子化・人口減少や高齢化の進行、グローバル化の進展、地域間格差、社会のつながりの希薄化、ICTによる技術革新の進展等が急速に進んでいる。

更に、第3期計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいえるべき事態が生じ、社会の様々な課題も浮き彫りになった。

こうした状況にあっても、県民誰もが希望をもって生きられる、一人一人の可能性が広がる『躍動する兵庫』を築くため、新たなビジョンとなる「ひょうごビジョン2050」（令和4（2022）年3月）が策定され、この中で、今後、兵庫の教育に期待される人づくりも示されている。

これらとともに、国の第4期教育振興基本計画¹等を参酌しつつ、第3期「ひょうご教育創造プラン」の成果と課題を踏まえ、今後の5年間における兵庫の教育の指針となる第4期「ひょうご教育創造プラン」を策定した。

本プランでは、兵庫らしい教育が展開できるよう、いつの時代においても教育に必要とされるもの（＝不易）を基本としながら、この中で又は新たにこの5年間に重点的に取り組むもの（＝流行）を－「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成－のテーマのもと、明確にした。

今後、県民の参画と協働のもと、このプランに基づく諸施策を実施し、次代を担う人づくりに全力で取り組んでいきたい。

¹ 教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と、国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画。令和5年6月16日に、第4期の教育振興基本計画が閣議決定された。

2 計画の性格

- 本計画の性格は次のとおりである。
 - ・ 教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本県の教育施策に関する基本的な計画
 - ・ 家庭教育、幼児期から大学等までの学校教育、生涯学習・社会教育等、本県の教育全体に関する計画であり、教育に関する各分野の個別計画の基本となる計画
 - ・ 市町の教育に関する計画の策定や施策の実施において、尊重されるべき基本指針
 - ・ 県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条に基づき、当該計画のうち基本構想に係る基本方針及び基本的方向について、県議会の議決を経て改定（令和6（2024）年3月）

【教育基本法】

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

【県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例】

（議会の議決）

第3条 知事等は、基本的な計画の策定、変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）又は廃止をするに当たっては、当該計画のうち基本構想に係ることについて、議会の議決を経なければならない。

3 計画の期間及び運用

- 計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とする。
- 毎年度、実施計画を定め具体的施策に取り組むとともに、その検証を行いつつ、次年度の実施計画に反映していく。
- 具体的施策の推進に当たっては、県・市町（学校、社会教育施設等）、家庭、地域が一体となって、教育関係の公益法人、NPO（非営利団体）等の関係団体等とも連携を図りつつ、社会全体で教育の向上に取り組む。

第1部 本県教育の成果と課題(第3期プランの検証)

第3期「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」(計画期間:令和元(2019)年度~令和5(2023)年度)の基本理念「兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり」に基づき、第3期プランが掲げる3つの「基本方針」に沿って取組及び成果と課題を整理した。

新型コロナウイルス感染症の主な影響等

令和2(2020)年を迎えた直後、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言が発出され、感染拡大防止のため様々な対策が実施された。

学校においても、国の要請による全国一斉の臨時休業措置が講じられ、それ以後数々にわたり臨時休業措置が延長された。休業期間中の学習保障、心理的ストレスを抱えている子どもたちへの心のケア等、これまでにない課題に直面した。学校再開後においても、臨時休業を余儀なくされる学校は依然として存在するとともに、海外留学、国際交流の中止や、兵庫型「体験教育」も十分な体験ができないなど、教育活動を制限せざるを得ない状況であった。

そのような中でも、未来社会を担う子どもたちの学びを推進すべく、整備されたICT環境の活用をはじめとして、可能な限りの創意工夫を行いながら、学校・家庭・地域が連携した取組を進めてきた。

1 新型コロナウイルス感染症の影響により、実績値が取れなかったために評価できなかった指標、目標値を下回った(70%未満)指標

(注)指標は達成状況を4段階で評価しており、詳細は次のとおり。

◎:100%以上達成、○:概ね達成(90%以上~100%未満)、△:やや下回った(70%以上~90%未満)、

▲:下回った(70%未満)、-:新型コロナウイルス感染症の影響により実績値が取れないため評価なし又は実績値未確定、

※:目標設定なし又は参考指標のため評価なし

基本方針1「生きる力」を育む教育の推進								
区分	指標		R2(2020)		R3(2021)		R4(2022)	
			実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価
基本的方向(1)	「全国学力・学習状況調査」における学力調査結果(平均正答率)[小学校]	国語	-	-	64%	○	65%	○
		算数	-	-	71%	◎	64%	◎
基本的方向(1)	「全国学力・学習状況調査」における学力調査結果(平均正答率)[中学校]	国語	-	-	64%	○	69%	◎
		数学	-	-	58%	◎	53%	◎
		英語	-	-	-	※	-	※
基本的方向(2)	今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	小	-	-	56.7%	○	50.7%	○
		中	-	-	43.7%	◎	40.4%	◎
基本的方向(2)	自発的に地域活動やボランティア活動(地域の祭り等の伝統行事や清掃活動等:学校行事除く)に参加した生徒の割合[高]		30.9%	△	27.7%	▲	28.0%	△
基本的方向(2)	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小	-	-	77.1%	◎	78.2%	○
		中	-	-	76.5%	◎	78.0%	○
基本的方向(2)	人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合	小	-	-	96.1%	◎	95.4%	◎
		中	-	-	95.4%	◎	95.3%	◎
基本的方向(2)	地域と連携した防災訓練を実施した学校の割合	小	36.1%	▲	38.4%	▲	41.6%	▲
		中	21.8%	▲	22.8%	▲	24.3%	▲

基本方針Ⅰ「生きる力」を育む教育の推進								
区分	指標		R2(2020)		R3(2021)		R4(2022)	
			実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価
基本的方向(2)	高校生被災地ボランティア実施状況(県立学校)(のべ校数・人数)		4校 44人	▲	13校 117人	▲	17校 123人	▲
基本的方向(3)	新体力テスト総合評価(A+B)の割合	小	－	－	29.5%	△	30.1%	△
		中	－	－	38.0%	△	36.3%	△
		高	－	－	54.4%	○	56.2%	○
基本的方向(3)	規則正しく1日3度(朝・昼・夕)食事をすることは大切であると考える児童生徒の割合	小	－	－	97.4%	○	97.3%	○
		中	－	－	97.2%	○	96.9%	○
基本的方向(3)	学校管理下における災害(負傷・疾病)発生件数		38,851件	◎	44,686件	▲	42,839件	◎
基本的方向(5)	県立特別支援学校における福祉、企業、地域等関係者を対象としたオープンスクール実施日数(1校あたりの平均日数)		3.1日	▲	4.0日	▲	4.8日	▲

基本方針2 子どもたちの学びを支える環境の充実								
区分	指標		R2(2020)		R3(2021)		R4(2022)	
			実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価
基本的方向(1)	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合	小	－	－	97.0%	○	96.8%	○
		中	－	－	96.1%	○	96.3%	○
基本的方向(4)	専門学校フェスタへの来場者数		1,500人	▲	2,900人	▲	4,800人	○
基本的方向(5)	市町における子育て家庭を対象とした講座への参加者数		226,729人	▲	302,656人	▲	435,265人	▲

基本方針3 人生 100 年を通じた学びの推進								
区分	指標		R1(2019)		R2(2020)		R3(2021)	
			実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価
基本的方向(3)	国民体育大会天皇杯・皇后杯8位以内入賞の継続(天皇杯・皇后杯)	天皇杯	13 位	○	－	－	－	－
		皇后杯	8 位					

2 指標の追加について

新型コロナウイルス感染症による教育活動の制限や、急速に進んだICT環境の整備等、教育を取り巻く状況が大きく変化した中でも、第3期プランのめざす姿の実現に向けてより実効性のあるものとなるよう、既存の指標のみでは施策の取組状況の把握が困難なものについて、以下の項目を追加し、達成に向けて取り組んだ。

基本方針Ⅰ「生きる力」を育む教育の推進				
施策	指標	R3(2021) 実績値	R4(2022) 実績値	R5(2023) 目標値
基本的方向(2)「豊かな心」の育成 オ「兵庫の防災教育」の推進	学校防災体制に関する研修会を実施した学校の割合	小 89.9% 中 87.6%	小 98.9% 中 96.1%	小 94% 中 92%
	高校生被災地ボランティア実施状況(県立学校)(現地での活動を問わない)	41校	36校	60校
基本的方向(5)特別支援教育の推進 イ 一貫性のある支援体制の構築	福祉、企業、地域等関係者を対象とした理解啓発情報をホームページ等で月に1回以上発信している県立特別支援学校の割合	—	78.6%	100%

基本方針2 子どもたちの学びを支える環境の充実				
施策	指標	R3(2021) 実績値	R4(2022) 実績値	R5(2023) 目標値
基本的方向(1)教職員の 資質・能力の向上 ア 質の高い教職員の確 保及び資質・能力の 向上	授業にICTを活用して指導することができ る教員の割合(小・中・高・特)	74.6%	76.5%	80%
基本的方向(4)私学教 育の振興 イ 専修学校・各種学校 の教育への支援	専門学校フェスタへの参加校数	20 校	20 校	24 校
基本的方向(5)家庭と 地域による学校と連携し た教育の推進 ア 家庭の教育力の向 上	市町における子育て家庭を対象とした講 座の実施回数(オンラインでの実施を含 む)	21,315 回	26,391 回	24,000 回 以上

基本方針Ⅰ

「生きる力」を育む教育の推進

子どもたちの発達段階や多様なニーズを踏まえて、新学習指導要領に基づき、幼児教育から高等教育までの各学校段階間の接続を重視しながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成することに加え、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育、障害の有無等に関わらないインクルーシブ教育システムの構築を図る特別支援教育を含め、総合的に「生きる力」を育むため、次の7つの基本的方向に沿って教育施策を推進した。

Ⅰ 「確かな学力」の育成

(1) これまでの主な取組

- ・ 義務教育段階では、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、小・中学校9年間を見通した総合的な学力向上対策を推進した。また、個に応じた指導の充実を図り、基本的な学習習慣・生活習慣の定着や基礎学力の向上等を図るため、小学校での教科担任制や柔軟な少人数学習集団の編成等を行う「兵庫型学習システム」を推進した。
- ・ 高校段階では、「ひょうご学力向上研究事業」等により、新学習指導要領の実施を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたカリキュラム開発を行うとともに、高校生の課題解決力を高めるため、企業や自治体等と連携した取組を支援した。
- ・ 豊かな語学力やコミュニケーション能力を育成する外国語教育を推進するとともに、将来グローバルに活躍する人材を育成するため、高校生の海外留学の促進、海外の学校等との国際交流の充実等により、チャレンジ精神や異なる文化・価値観を理解し、国際社会の平和や発展に貢献する態度の育成及び国際教育の強化を図った。
- ・ 魅力ある県立高校づくりを進めるため、学校の望ましい規模と配置、学科等の在り方について、「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき教育改革を推進した。また、学びたいことが学べる学校づくりを一層推進するため、県立高校の特色ある取組を支援するとともに、発展的統合対象校の伝統・特色の継承・発展へ向けた検討や対象校の交流を支援した。
- ・ 企業や大学と連携した学びを発表する場を通じて、先進的な理数・科学技術の理解を深めようとする態度を育成する取組を推進するとともに、異校種間の連携や外部の専門家等の活用により理数教育の充実を図った。
- ・ 学年間・校種間の接続を踏まえた系統的な指導ができるよう、「兵庫県版プログラミング教育スタートパック」を活用し、発達段階に応じたプログラミング教育を推進した。また、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、情報モラル教材「ひょうごGIGAワークブック」を作成し、子どもたちの情報モラルやセキュリティに関する意識の醸成を図った。

指標		実績値								目標値
		R1 (2019)		R2 (2020)		R3 (2021)		R4 (2022)		R5 (2023)
		実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	
「全国学力・学習状況調査」における学力調査結果（平均正答率）[小学校]	国語	62%	○	—	—	64%	○	65%	○	全国平均以上
	算数	67%	◎	—	—	71%	◎	64%	◎	
「全国学力・学習状況調査」における学力調査結果（平均正答率）[中学校]	国語	73%	◎	—	—	64%	○	69%	◎	全国平均以上
	数学	62%	◎	—	—	58%	◎	53%	◎	
	英語	58%	◎	—	—	—	※	—	※	
「学校の授業がよく分かる」と感じている生徒の割合[高]		64.9%	◎	65.3%	◎	59.8%	○	62.2%	○	65%
CEFR A1レベル相当以上の英語力を有すると思われる中学3年生の割合	中	40.2%	△	44.2%	△	41.6%	△	46.2%	○	50%
CEFR A2レベル相当以上の英語力を有すると思われる高校3年生の割合	高	51.8%	◎	52.9%	◎	53.1%	◎	54.8%	◎	50%
高校の魅力・特色を高校選択の理由にした生徒の割合		81% (H29)	—	82.5%	○	79.3%	○	78.6%	○	86%
探究活動に関わる発表会等で発表した生徒の割合		41.9%	◎	42.3%	◎	53.9%	◎	59.9%	◎	50%
プログラミングに関する研修を受講した教員がいる小学校の割合		100%	◎	100%	◎					
プログラミング教育の年間指導計画を立てた小学校の割合						56.3%	◎	88.1%	◎	100%

(2) 主な成果と課題

- 全国学力・学習状況調査において、小・中学校共に全科目で、全国平均と同程度の学力となっている。引き続き、「兵庫型学習システム」を推進し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、多面的な児童生徒理解に基づく指導の充実を図るとともに、教員を対象とした授業改善に向けた実践的な研修を実施し、教員の指導力向上を図る必要がある。
- 高校においても「学校の授業がよく分かる」と感じている生徒の割合は、概ね目標を達成している。引き続き、令和4(2022)年度から年次進行で実施された新学習指導要領を踏まえた授業改善を進める必要がある。
- CEFR A1レベル相当以上の英語力を有すると思われる中学3年生の割合は、概ね目標を達成している。指導資料及び映像教材等を活用して指導方法を工夫することで、生徒の英語力向上に取り組む必要がある。
- 海外留学が制限される中、オンラインによる国際交流や国内在住の留学生との交流の実施、ALTの効果的な活用や教員研修での指導方法の周知等の成果により、CEFR A2レベル相当以上の英語力を有すると思われる高校3年生の割合が、着実に増加し目標を達成した。更なる英語力向上のため、英語の授業に工夫・改善を図り、生徒の英語による言語活動を充実させるとともに、国際交流や海外留学等の促進を図るなど、英語を用いて主体的にコミュニケーションを図る機会を拡大していくことが重要である。
- 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき、学校の魅力と特色づくり、望ましい規模と配置、入学者選抜制度・方法の工夫と改善に取り組む必要がある。
- 高校における理数教育の充実を図るため、外部機関との連携等による先進的な調査研究を促進し、課題解決能力、創造性等の育成に取り組む必要がある。

- ・ プログラミング教育の年間指導計画を立てた小学校の割合は着実に増加し、目標を達成した。引き続き、学年間・校種間の接続を踏まえた系統的なプログラミング教育を推進するとともに、子どもたちへの情報モラル指導や教員自身の情報リテラシー向上を図るため、情報モラル教材及び研修資料の活用を推進し、発達段階に応じた情報活用能力の育成に着実に取り組むことが重要である。

2 「豊かな心」の育成

(1) これまでの主な取組

- ・ 子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、体系的な兵庫型「体験教育」の充実を図るとともに、地域の人々との交流、自然とのふれあい等を通じて、学校・家庭・地域が一体となり、様々な場で発達段階に応じた体験活動を推進した。
- ・ 自らの国や兵庫を愛し誇りをもつとともに、兵庫の一員として地域の振興に貢献しようとする人材を育成するため、「ひょうごのふるさと魅力発見事業」や「高校生ふるさと貢献・活性化事業」等を通じて、兵庫の歴史・産業・防災に関する知識・理解を深め、ふるさと意識の醸成を図った。
- ・ 学校における道徳科での学びに加え、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を家庭・地域との連携のもとに推進するため、指導体制の充実や教員の指導力向上を図るとともに、道徳の授業公開や兵庫版道徳教育副読本の家庭での活用を推進した。
- ・ 多文化共生社会の実現をめざす教育の充実のため、日本語指導が必要な外国人の子どもたちを支援するための支援員の配置や、子ども多文化共生サポーターの派遣の充実を図った。また、学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進するため、組織的・計画的な取組の推進、キャリアステージに応じた教員の指導力向上、人権教育資料等の効果的な活用を促進した。
- ・ 阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、専門家の活用や多発する気象災害に対応する取組等の充実により、実践的な防災教育及び各学校の防災体制の整備を推進した。また、被災地支援等の経験をいかした防災ジュニアリーダーの育成等を通じて、助け合いやボランティア精神等共生の心を育む「兵庫の防災教育」の充実を図った。

指標		実績値								目標値
		R1 (2019)		R2 (2020)		R3 (2021)		R4 (2022)		R5 (2023)
		実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	
自然学校で主体的な活動を促す取組を実施した学校の割合		82.1%	◎	89.5%	◎	93.8%	◎	96.6%	◎	80%
今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	小	65.2%	○	—	—	56.7%	○	50.7%	○	全国平均以上
	中	49.3%	○	—	—	43.7%	◎	40.4%	◎	
自発的に地域活動やボランティア活動（地域の祭り等の伝統行事や清掃活動等：学校行事除く）に参加した生徒の割合〔高〕		38.4%	○	30.9%	△	27.7%	▲	28.0%	△	40%
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小	82.8%	◎	—	—	77.1%	◎	78.2%	○	全国平均以上
	中	74.5%	◎	—	—	76.5%	◎	78.0%	○	
人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合	小	95.9%	◎	—	—	96.1%	◎	95.4%	◎	全国平均以上
	中	94.5%	◎	—	—	95.4%	◎	95.3%	◎	

指標		実績値								目標値
		R1 (2019)		R2 (2020)		R3 (2021)		R4 (2022)		R5 (2023)
		実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	
地域と連携した防災訓練を実施した学校の割合	小	51.9%	◎	36.1%	▲	38.4%	▲	41.6%	▲	70%
	中	25.3%	△	21.8%	▲	22.8%	▲	24.3%	▲	55%
学校防災体制に関する研修会を実施した学校の割合	小							98.9%	◎	94%
	中							96.1%	◎	92%
高校生被災地ボランティア実施状況(のべ校数・人数)		45校 795人	△	4校 44人	▲	13校 117人	▲	17校 123人	▲	60校 824人
高校生被災地ボランティア実施状況(現地での活動を問わない)(校数)								36校	▲	60校

(2) 主な成果と課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域行事が中止になるなど、地域の行事に参加している児童生徒の割合が減少する一方、自然学校で主体的な活動を促す取組を実施した学校の割合が、毎年度目標を大きく上回った。引き続き、子どもたちのふるさと意識の醸成を図るとともに、地域の人々との交流、自然とのふれあい等を通じて、学校・家庭・地域が一体となり、様々な場で発達段階に応じた体験活動を推進することが重要である。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、高校において自発的に地域活動やボランティア活動に参加した生徒の割合が大きく減少したことから、学校行事等で行っているボランティア活動等の充実を図ることで、自発的な活動へつなげる必要がある。
- 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合は概ね目標を達成した。引き続き、子どもたちの自尊感情や、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、教員の授業力向上や学校と家庭・地域が連携した道徳教育の更なる充実を図る必要がある。
- 多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心を培うため、家庭・地域・関係団体との連携のもと、多文化共生に関わる事業等に引き続き取り組むことが重要である。また、日本語指導が必要な外国人の子どもたちが増加傾向にあり、子ども多文化共生サポーターの人材確保に引き続き取り組むことが重要である。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域と連携した防災訓練等の実施割合が大きく減少したことを踏まえ、連絡会議や研修会の中で、感染症の流行下における地域と連携した防災訓練について実践例を周知し、訓練方法の工夫や積極的な実施を図るとともに、被災地ボランティア活動の内容を工夫して取り組む必要がある。

3 「健やかな体」の育成

(1) これまでの主な取組

- 子どもたちの体力水準の維持・向上と運動習慣の確立を図るため、「体力アップひょうご」サポート事業により体力アップサポーターの派遣等を推進し、子どもたちのスポーツに親しむ機会の充実を図った。
- 子どもたちの健康で望ましい食習慣を形成するため、学校教育活動全体を通じた食育を推進し、食育の重要性に関する意識の涵養を図るとともに、家庭や地域の協力を得ながら食育の実践に取り組んだ。

- アレルギー疾患や心の問題等、学校における現代的な健康問題に対応するための教職員の資質の向上、薬物乱用防止教育・がん教育の推進等、子どもたちが健康への意識を高め、生涯にわたって健康の保持増進に自主的・主体的に取り組む意義について理解を深めるための機会の充実を図った。また、子どもたちに自らの安全を守るための能力を身に付けさせるため、安全教育に取り組んだ。

指標		実績値								目標値
		R1(2019)		R2(2020)		R3(2021)		R4(2022)		R5(2023)
		実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	
新体力テスト総合評価(A+B)の割合	小	32.7%	○	—	—	29.5%	△	30.1%	△	39%
	中	41.6%	○	—	—	38.0%	△	36.3%	△	48%
	高	52.7%	○	—	—	54.4%	○	56.2%	○	60%
規則正しく1日3度(朝・昼・夕)食事をすることは大切であるとする児童生徒の割合	小	97.7%	○	—	—	97.4%	○	97.3%	○	100%
	中	96.4%	○	—	—	97.2%	○	96.9%	○	100%
学校管理下における災害(負傷・疾病)発生件数[小・中・高]		50,779件	◎	38,851件	◎	44,686件	▲	42,839件	◎	前年度比減

(2) 主な成果と課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもたちの運動機会が減少している状況において、新体力テスト総合評価(A+B)の割合は目標を達成できなかったが、高校においては増加傾向となり概ね目標を達成した。引き続き、運動好きの子どもたちの増加を図るため、専門的な指導力を有する地域指導者の派遣事業等を展開し、生涯にわたって継続的にスポーツに親しむ資質と能力を育むことで、体力・運動能力の向上につなげていく必要がある。
- 規則正しく1日3度(朝・昼・夕)食事をすることは大切であるとする児童生徒の割合は概ね目標を達成した。引き続き、「食育ハンドブック」等を活用し、学校教育活動全体を通じた組織的・計画的・継続的な食育推進体制の充実を図るとともに、家庭・地域と連携した食育を推進する必要がある。
- 子どもたちが健康への意識を高め、生涯にわたって健康の保持増進に自主的・主体的に取り組む態度や、子どもたちが様々な危機に適切に対応し、自らの安全を守る能力を育成するための教室・講習を実施するなど、保健・安全教育の充実を図る必要がある。

4 兵庫型「キャリア教育」の推進

(1) これまでの主な取組

- 将来、社会の中で自立するために必要な能力を育成するため、兵庫版「キャリア・パスポート」や「高校生キャリアノートモデル」を活用するなど、小・中・高校が連携し、発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育の推進に取り組んだ。
- 県立特別支援学校においても、卒業後の自立と社会参加に向け、個々のニーズに応じた進路実現をめざすため、早期からのキャリア教育の充実に取り組んだ。
- 政治的教養を高める教育、消費者教育の充実等を図りながら、職業生活や日常生活に必要な知識や技能、技術を主体的に身に付けるための教育を推進するなど、一人一人が自己の生き方や働き方について考えを深める取組の実施により、キャリアプランニング能力等の育成を図った。

- ・ 兵庫型「体験教育」や海外留学・国際交流等、子どもたちの発達段階に応じた多様な体験活動を通じて、社会に触れる機会を充実し、子どもたちのキャリア形成を支援した。

指標		実績値								目標値
		R1(2019)		R2(2020)		R3(2021)		R4(2022)		R5(2023)
		実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小	84.6%	◎	—	—	80.5%	◎	79.7%	○	全国平均以上
	中	69.7%	○	—	—	66.8%	○	65.5%	○	
将来の生き方や職業について考え、それを実現するために努力している生徒の割合【高】		64.7%	◎	68.4%	◎	68.9%	◎	67.5%	○	70%
県立特別支援学校高等部から一般就労した卒業生の割合		30.2%	◎	31.0%	◎	29.6%	○	28.5%	△	34%
今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合【再掲】	小	65.2%	○	—	—	56.7%	○	50.7%	○	全国平均以上
	中	49.3%	○	—	—	43.7%	◎	40.4%	◎	
自発的に地域活動やボランティア活動(地域の祭り等の伝統行事や清掃活動等:学校行事除く)に参加した生徒の割合【高】【再掲】		38.4%	○	30.9%	△	27.7%	▲	28.0%	△	40%

(2) 主な成果と課題

- ・ 将来の夢や目標を持っている児童生徒や、将来の生き方や職業について考え、それを実現するために努力している生徒の割合は、概ね全国平均と同程度である。更なる増加を図るため、子どもたちのキャリア発達や意識、教職員の取組等の実態把握を通じて県全体で工夫・改善を行い、子どもたち一人一人のキャリア発達を小学校から高校まで一貫して支援する必要がある。また、小・中・高校の学びを蓄積し、キャリア形成にいかすため、兵庫版「キャリア・パスポート」等を活用した校種間の接続・連携を推進する必要がある。
- ・ 企業等の外部人材や特別支援学校技能検定を効果的に活用した授業改善を推進することで、高等部から一般就労した卒業生の割合は概ね目標を達成した。引き続き同様の取組を推進し、個々のニーズに応じた進路実現をめざすとともに、多様な子どもの社会参加が進むよう、県民に特別支援教育への理解を促すことが重要である。

5 特別支援教育の推進

(1) これまでの主な取組

- ・ 特別な支援を必要とする子どもたちの安定した学校生活や集団活動を支援するため、学校生活支援教員の配置、実践研究校の設置等により通級による指導の充実を図った。
- ・ 特別支援教育に関する教職員の資質向上を図るため、「すべての教職員のためのインクルーシブ教育システム構築研修」や企業等と連携した「ICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究事業」を通じて、すべての教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める取組を推進した。
- ・ 県立特別支援学校の在籍児童生徒の増加に対応するため、新設特別支援学校の設置や既存の特別支援学校の発展的統合等の整備・推進に取り組んだ。
- ・ 障害のある子どもたちが、学校現場、病院及び福祉施設における活動等の日常生活の中

で、適切な支援を受けることができるよう、家庭と教育、医療、福祉との連携を深めるための取組を推進し、連携による切れ目ない特別支援教育に関する支援の充実を図った。

指標	実績値								目標値
	R1(2019)		R2(2020)		R3(2021)		R4(2022)		R5(2023)
	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	
「個別の教育支援計画」等の資料の引継ぎが必要な生徒のうち、進学先の高等学校等へ引継ぎを行った生徒の割合[中]	91.7%	◎	92.1%	◎	93.6%	○	94.6%	○	100%
県立特別支援学校における福祉、企業、地域等関係者を対象としたオープンスクールの実施日数(1校あたりの年間平均)	5.9日	○	3.1日	▲	4.0日	▲	4.8日	▲	8.5日
福祉、企業、地域等関係者を対象とした理解啓発情報をホームページ等で月に1回以上発信している県立特別支援学校の割合							78.6%	○	100%

(2) 主な成果と課題

- 「個別の教育支援計画」等の資料の引継ぎが必要な生徒のうち、進学先の高校等へ引継ぎを行った生徒の割合は上昇し、組織的な引継ぎの仕組みは整いつつあるものの、引継ぎを必要とするすべての生徒の支援情報の引継ぎに至っていない現状がある。特別な教育的支援を必要とする生徒の支援情報が進学先に確実に引き継がれるよう、引継ぎの効果等について引き続き学校・保護者に周知するとともに、個別の教育支援計画や「中・高連携シート」を活用することで、対象生徒が入学当初から適切な支援を受けられるよう好事例を収集、発信する必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、県立特別支援学校における福祉、企業、地域等関係者を対象としたオープンスクールの実施日数は、令和2(2020)年度に大きく減少した。特別支援教育の理解促進を図るため、理解啓発情報を月に1回以上発信している県立特別支援学校の割合は目標に達しつつあるが、引き続き、福祉、企業、地域等関係者と連携を図り、オープンスクールや公開講座の開催、ホームページ等での積極的な発信等に取り組む必要がある。
- 「県立特別支援学校における教育環境整備方針」に基づき、引き続き、地域の実情を踏まえながら計画的な教育環境整備を進める必要がある。

6 幼児期の教育の充実

(1) これまでの主な取組

- 「幼児教育連携促進事業」を実施し、幼稚園、認定こども園、保育所の関係する機関が連携して幼児教育に取り組むとともに、研修資料を作成し、幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校に配布するなど、小学校教育との接続を円滑かつ効果的なものとなるよう取り組んだ。
- 幼児一人一人の発達の特性に応じた質の高い教育・保育を推進するため、認定こども園園長研修等、資質向上のための研修を実施するとともに、資格取得等支援により保育教諭の確保に取り組んだ。

- ・ 幼児一人一人の発達や学びの連続性及び家庭生活等との連続性を確保するため、「保育所・認定こども園整備事業」等を推進し、計画的に環境整備等の充実を図った。

指標	実績値								目標値
	R1(2019)		R2(2020)		R3(2021)		R4(2022)		R5(2023)
	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた保育実践を行っている保育士及び教員の割合	83.6%	◎	89.0%	◎	89.1%	○	89.2%	○	100%

(2) 主な成果と課題

- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた保育実践を行っている保育士及び教員の割合は着実に増加し概ね目標を達成していることから、引き続き、各市町において実施する幼保合同研修において、連携内容の一層の充実を図るため、幼児教育施設間の連携（横の連携）に加え、小学校との連携・接続（縦の連携）の取組を更に推進していく必要がある。
- ・ 全県的な幼児教育の質の向上に取り組むため、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校及び保護者等に対し、「すくすく ひょうごっ子」（幼児教育資料・親子ノート）の更なる活用を推進する必要がある。
- ・ 私立幼稚園では、幼稚園教諭の人材確保が困難となっており、幼児教育体験や親教育等の在宅幼児への子育て教育に取り組む幼稚園が減少傾向にある。今後も、私立幼稚園において特色ある教育が提供できるよう、幼稚園教諭の人材確保に努める必要がある。

7 高等教育(大学)の推進

(1) これまでの主な取組

- ・ グローバル化や高度情報化社会の進展等、社会変化に的確に対応し、魅力ある教育研究を進めるため、「兵庫県公立大学法人第二期中期目標・中期計画」に基づき、新学部の開設や大学院改革等による県立大学の個性化・特色化を推進した。
- ・ HUMAP（兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク）構想の推進等により県内外の大学との連携の強化を図った。
- ・ 但馬地域初の4年制高等教育機関として、芸術文化と観光の双方の視点をいかし、地域の活力を創出する専門職業人の育成を目的とした専門職大学を開学した。

指標	実績値								目標値
	R1(2019)		R2(2020)		R3(2021)		R4(2022)		R5(2023)
	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	
県立大学における就職率(学部)	99.1%	◎	96.3%	◎	97.8%	◎	99.0%	◎	全国平均以上
専門職大学における志願者倍率			7.8 倍	◎	3.5 倍	▲	4.6 倍	△	6.0 倍

(2) 主な成果と課題

- ・ 県立大学の卒業生の就職率は、各学部における魅力ある教育の取組により高い水準で推移しており、毎年度、全国平均を上回る割合となった。「第二期中期目標・中期計画」に基づき、県立大学の個性化・特色化を推進し、学生や地域にとって魅力ある個性豊かな県立大

学づくりを一層推進することが重要である。

- ・ HUMAP構想に参加する大学の短期留学生数は、海外渡航の制限の影響で令和2(2020)年度に大幅に減少したが、徐々に増加傾向にあることから、引き続き県内外の大学との連携の強化を図る必要がある。
- ・ 芸術文化観光専門職大学について、芸術文化及び観光の双方の視点をいかして地域の活力を創出する専門職業人を育成するとともに、大学広報に一層力を入れ、大学独自の取組や魅力を積極的にPRすることにより、受験者の獲得につなげる必要がある。

基本方針2

子どもたちの学びを支える環境の充実

子どもたちの多様な学びに対応するための教職員一人一人の資質・能力の向上及び働き方改革の推進はもとより、いじめ、不登校等の課題について校長のリーダーシップのもと、学校全体で取り組む組織づくり、安心・安全で質の高い教育環境の整備、ICT環境の充実、多様化する県民のニーズに応じた兵庫の公教育の一翼を担う私学教育の振興を図ることに加え、子どもたちが安心してできる家庭教育に関する環境づくり、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりを支援し、学校・家庭・地域が連携・協働した社会総掛かりの教育を推進するため、次の5つの基本的方向に沿って教育施策を推進した。

1 教職員の資質・能力の向上

(1) これまでの主な取組

- ・ 校長及び教員の職責及び適性に応じて資質・能力の向上を図るため、「兵庫県管理職・教員資質向上指標」等を踏まえた体系的・実践的な教職員研修の充実を図った。
- ・ 教員採用試験の工夫・改善を図るとともに、PR動画の制作や講座等の実施により教員の魅力の発信を行い、専門性はもとより、チャレンジ精神が旺盛で高い倫理観と使命感を有する優秀な教職員の確保に取り組んだ。
- ・ 教職員の勤務時間の適正化を図るため、外部人材の積極的な活用として、希望する全小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校へのスクール・サポート・スタッフ配置支援の拡充、県立学校業務支援員の配置時間の拡充、部活動指導員の配置等により教職員の業務負担軽減に取り組んだ。
- ・ 教職員が心身共に健康でその能力を十二分に発揮できるよう、「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」及び「働きがいのある学校づくりに関する方針」等に基づき、業務量の適切な管理に努め、ワーク・ライフ・バランスの実現を図った。また、組織体制及び勤務環境の整備、ICTを活用した業務の効率化、教職員の意識改革に取り組んだ。
- ・ 精神疾患の未然防止をめざし、教職員の心の健康の保持増進を図るため、教職員のメンタルヘルス体制の整備・充実を図った。
- ・ 持続可能な部活動と教員の負担軽減を図るため、国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の方針に基づく部活動の地域移行等に向けて取り組んだ。

指標	実績値								目標値
	R1 (2019)		R2 (2020)		R3 (2021)		R4 (2022)		R5 (2023)
	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	
教員採用選考試験の倍率	5.8 倍	○	5.4 倍	○	4.6 倍	△	4.6 倍	△	6 倍程度
授業にICTを活用して指導することができる教員の割合 [小・中・高・特]							76.5%	◎	80%
(参考) 授業等以外の業務量の削減	月 48 時間 26 分 年 581 時間 15 分	※	—	※	—	※	月 41 時間 40 分 年 500 時間 00 分	※	月 45 時間 年 360 時間

(2) 主な成果と課題

- ・ 教員採用試験の倍率は低下傾向にあるものの、他府県と比較すると高い水準を維持している。引き続き、専門性はもとより、様々な教育課題に適切に対応できる教職員を確保するため、人間性・資質の重視に加え、自身の実体験を通じた教育観を確認する面接の実施等、教員採用方法の更なる工夫・改善を図るとともに、教員志望者の確保に向け、教員の魅力を発信することが重要である。
- ・ 年間の超過勤務時間が「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」に定める上限時間を上回っていることから、業務量の適切な管理と健康及び福祉の確保に向けた取組を進め、働きがいのある学校づくりに取り組む必要がある。
- ・ 精神疾患による療養者を減少させるため、メンタルヘルス総合対策の取組を広く教職員に周知するとともに、現在、療養又は休職している教職員がスムーズに復職するための支援体制の充実等、総合的なメンタルヘルス対策に取り組む必要がある。

2 学校の組織力の強化

(1) これまでの主な取組

- ・ 学校管理職・教育行政職特別研修や主幹教諭研修の実施により、リーダーシップを有する管理職の育成に取り組んだ。
- ・ 「いじめ防止対策推進法」や「兵庫県いじめ防止基本方針」に基づき、県民総掛かりでの総合的ないじめ対策を推進するとともに、学校・関係機関等が一体となっていじめの未然防止、早期発見・早期解決を図るための全県的及び地域的な連携体制の強化を図った。
- ・ 不登校等対策を推進するため、中核施設である県立但馬やまびこの郷において、学校や関係機関等と連携しながら、不登校児童生徒の学校生活への適応支援や保護者への教育相談の充実を図った。また、学校、家庭、地域、行政、関係機関等が全県で一丸となり、不登校児童生徒支援を推進する体制を構築した。
- ・ 心の教育に関する今日的な課題に対応するため、心の教育総合センターにおいて、大学等との連携のもと調査・研究を実施し、心の教育に関する教育プログラムの開発・普及を図った。

指標	実績値								目標値
	R1 (2019)		R2 (2020)		R3 (2021)		R4 (2022)		R5 (2023)
	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	
管理職受験者層(45～54歳)に対する受験者数の割合[小・中・高・特]	4.9%	△	4.6%	△	5.3%	△	4.4%	△	6%程度
女性管理職受験者数の割合[小・中・高・特]	18.9%	◎	18.7%	◎	27.9%	◎	24.8%	◎	22%程度
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合	小	97.4%	○	—	—	97.0%	○	96.8%	100%
	中	95.2%	○	—	—	96.1%	○	96.3%	

(2) 主な成果と課題

- ・ 管理職受験者層に対する受験者の割合は減少している一方で、女性管理職受験者数の割合は目標を達成した。引き続き、変化の激しい時代に対応できる有為な人材を登用する

ため、学校経営等に関心のある教員や若手及び女性教員を対象にした研修を今後も続けていくなど、人材育成に取り組む必要がある。

- ・ いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思える児童生徒の割合は、未だ100%には至っていないが、概ね目標を達成した。引き続き、「兵庫県いじめ防止基本方針」や「いじめ対応マニュアル」に基づき、些細なことでも見逃さず、各校で積極的に認知するよう周知・啓発するとともに、未然防止、早期発見・早期解決に努め、安易に解消したと判断せず、慎重に判断しながら継続的な支援をする必要がある。
- ・ いじめ問題や友達関係等に悩む子どもたちを支援するため、音声通話や面接における相談に加え、子どもたちにとって身近な SNS を活用した「ひょうご子 SNS 悩み相談」を継続して実施するなど、SOSを見逃さない環境の充実を図る必要がある。
- ・ 不登校児童生徒数が小・中学校で増加傾向にあることから、未然防止に向けた効果的な取組や関係機関と連携した支援の充実を図るとともに、全県一丸となって不登校対策を総合的に推進する必要がある。

3 修学環境の整備・充実

(1) これまでの主な取組

- ・ 学校施設の老朽化対策や特別教室への空調設備の設置を早急に進め、長寿命化改修やトイレ改修を実施した。また、令和5(2023)年度から選択教室や避難所指定体育館の空調設備の設置、発展的統合に伴う整備等、施設の環境改善を推進し、子どもたちが安心・安全かつ快適に学ぶための環境の整備を図った。
- ・ 生徒等が充実した学校生活を送れるよう、授業や部活動で使用する用具・備品、各校の状況・特色に応じた整備を集中的に行うため、「ひょうごの未来を担う高校生等の部活動等応援事業」を推進した。
- ・ 効果的・効率的に情報活用能力を習得するために必要なICT環境の整備を図るとともに、「県立学校学びのイノベーション推進事業」や「ICT利活用サポートセンター設置事業」等を通じて、1人1台端末環境での学習に係る必要な支援を実施した。また、学校におけるICTの活用推進を図るため、兵庫県GIGAスクール運営支援センターを設置した。
- ・ 令和元(2019)年度の消費税増税に伴い導入された国の教育費負担軽減施策の展開を踏まえ、経済的理由によって就学が困難な高校生等に対して、奨学資金の貸与等の実施により家庭の教育費負担の軽減を図った。

指標	実績値								目標値
	R1(2019)		R2(2020)		R3(2021)		R4(2022)		R5(2023)
	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	
県立学校のトイレ改修実施校数(着手ベース)	24校	◎	43校	◎	19校	◎	10校	◎	10校
教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数	5.7人	○	1.1人	◎	1.0人	◎	0.9人	◎	1.0人
(参考) 高等学校等就学支援金の受給者数	83,202人	※	79,575人	※	76,727人	※	74,273人	※	設定なし

(2) 主な成果と課題

- ・ 県立学校のトイレ改修実施校数は目標を達成した。老朽化が進行している県立学校施設について、「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」に基づく学校施設の長寿命化改修を計画的に実施するとともに、選択教室や避難所指定体育館の空調設備の設置や「部活動等応援事業」の推進等、引き続き、施設の環境改善を実施することが重要である。
- ・ 令和3(2021)年度において、義務教育段階については1人1台端末環境の整備が完了するとともに、県立学校においても令和4(2022)年度から学年進行でBYODを導入した。引き続き、ICT環境の整備を図るとともに、教員のICT活用を支援し、ICTを活用した学びを更に推進することが重要である。
- ・ 子どもたちの学習機会を保障するため、引き続き、経済的理由によって修学が困難な高校生等に対して奨学資金の貸与等を行うなど、様々な困難や課題を抱える子どもたちに対する就学支援等を実施する必要がある。

4 私学教育の振興

(1) これまでの主な取組

- ・ 私立幼稚園・小学校・中学校・高校における教育環境の維持・向上や経営の安定化を図るため、経常費補助の補助単価の段階的な拡充や、就学機会を確保するため、国の就学支援金に県独自の授業料軽減補助を上乗せするなどの支援を実施した。
- ・ 私立専修学校・各種学校における適正な運営体制を確保するため、振興費補助による支援や、就学機会を確保するため、高等教育無償化による授業料・入学金減免等を実施したほか、専門学校の魅力向上やリカレント教育に関する取組を支援した。

指標	実績値								目標値
	R1(2019)		R2(2020)		R3(2021)		R4(2022)		R5(2023)
	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	
県民による私立高校の選択 (募集定員充足率)	80.9%	△	79.8%	△	78.3%	△	82.7%	△	93.2%
専門学校フェスタの来場者数	5,000 人	◎	1,500 人	▲	2,900 人	▲	4,800 人	○	5,000 人
専門学校フェスタの参加校数							20 校	○	24 校

(2) 主な成果と課題

- ・ 募集定員に対する充足率を向上させるため、私立学校の魅力向上に向けた取組等を支援するとともに、公立学校とも協調しながら、引き続き私立学校において、多様な個性や能力を伸ばす教育を実施する必要がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した、専修学校・各種学校の魅力をもたらし、Rする機会の回復に努めるとともに、専修学校・各種学校に対して、産業界や地域と連携した職業技術教育等の充実のための助成に取り組む必要がある。

5 家庭と地域による学校と連携した教育の推進

(1) これまでの主な取組

- ・ 乳幼児家庭と地域社会をつなぐ取組や地域子育て支援拠点事業との連携を通じて、就学

や養育に不安を抱えている乳幼児家庭の家庭教育を充実させる取組を推進した。

- ・ 親が親として成長するための学びを支援するため、子どもとの関わりや子どもの生活習慣づくり、保護者同士の交流等の機会・場や情報の提供、相談窓口等の開設を実施した。
- ・ 家庭教育の充実を図るため、地域の人たちが気軽に子育ての応援や相談をし合える環境の整備や、子育て支援団体や機関相互の連携強化によるネットワーク活動の充実等、地域ぐるみの子育て支援を推進した。
- ・ 「地域と学校の連携・協働体制推進事業」を実施し、地域・学校協働体制の推進や地域学校協働活動を支援するなど、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育む「地域とともにある学校」づくりを推進した。
- ・ 地域が学校を支える活動を促進するため、地域における子育て家庭の支援や放課後等における子どもの安全で健やかな居場所を確保する体制を構築するとともに、連携を円滑に進めるコーディネーター機能の充実を図った。

指標	実績値								目標値
	R1 (2019)		R2 (2020)		R3 (2021)		R4 (2022)		R5 (2023)
	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	
市町における子育て家庭を対象とした講座への参加者数	676,704人	◎	226,729人	▲	302,656人	▲	435,265人	▲	83万人以上
市町における子育て家庭を対象とした講座の実施回数（オンラインでの実施を含む）							26,391回	◎	24,000回以上
地域学校協働活動総実施日数（年間のべ日数）	73,313日	◎	60,191日	△	73,160日	◎	77,090日	◎	70,000日以上

(2) 主な成果と課題

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、市町における子育て家庭を対象とした講座への参加者数は令和2(2020)年度から目標値を大きく下回ったことを踏まえ、動画配信やテレビ会議システムを活用した講座等、開催方法を工夫した取組を推進していく必要がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域学校協働活動総実施日数について、令和2(2020)年度に減少したものの、感染症防止対策を実施しながら、登下校の見守り活動や地域人材による学習支援・体験活動を実施した結果、目標を達成することができた。引き続き、地域による学校を支援する活動及び地域人材による学習支援・体験活動の更なる充実を図っていくことが重要である。
- ・ 学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みを一体的に推進し、先進的な取組や、地域課題の解決に向けた新たな取組を支援し、情報発信に取り組む必要がある。また、各市町へのコミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)の導入、統括地域コーディネーターの配置及び新たな地域人材の発掘・資質向上を推進する必要がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、多くのPTA活動が縮小・中止となった。地域の多様な支援者の協力により、活動の輪を広げ、安心・安全な地域づくりの推進、親の自覚を高めるための学習会の実施等、オンライン等も活用しながら、事業を推進する必要がある。

基本方針3

人生 100 年を通じた学びの推進

県民一人一人がその生涯を通じて、必要な知識、技能及び技術を学び、活用して、知的・人的ネットワークを構築するとともに、人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するというサイクルを実現し、人生を豊かに生きられる環境を整備することが重要である。また、それぞれの個人がそのよりどころとする「ふるさと」を知り、その文化を次代につなぐことに加え、県民一人一人が人生を健康にいきいきと過ごす社会づくりが必要である。加えて、人生100年を通じて運動・スポーツに親しむために、「する・みる・ささえる」の観点から、競技スポーツ、生涯スポーツ、障害者スポーツを推進するため、次の3つの基本的方向に沿って教育施策を推進した。

1 主体的に生きるための学びと場の充実

(1) これまでの主な取組

- すべての県民がライフステージに応じた学びを通じた主体的なキャリア形成を図ることができるよう、専門学校リカレント教育の推進等、学びの機会や場の充実を図った。また、高齢者大学講座における学びを充実させるため、ICTの活用や短期集中講座の開催等により受講者の確保に努め、高齢者の生きがいづくりや地域づくり活動の人材育成を図った。
- 社会教育・生涯学習を支える人材を育成するため、社会教育指導者や社会教育関係職員等の研修やボランティアの専門性を高める講座等の充実を図った。また、地域におけるボランティア活動の一層の支援・推進を図るため、博物館等の活動を支援するボランティアに関する情報収集・提供・広報や、希望者の登録・派遣等を行うボランティアセンターの取組を支援し、生涯学習ボランティア活動を推進した。
- 県民が芸術文化に親しむ機会を増やすため、県立の美術館・博物館を無料開放するとともに、劇場等で無料イベントを実施する「ひょうごプレミアム芸術デー」を開催した。

指標	実績値								目標値
	R1 (2019)		R2 (2020)		R3 (2021)		R4 (2022)		R5 (2023)
	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	
目的を持って学んでいるものがある人の割合	44.3%	△	42.3%	△	42.1%	△	37.1%	△	50%以上
美術館・博物館における特別展等の内容に満足している来館者の割合	92.8%	○	93.7%	◎	91.5%	○	90.3%	○	95%以上

(2) 主な成果と課題

- 美術館・博物館における特別展等の内容に満足している来館者の割合が9割を超えており、展覧会内容の工夫や感染症防止対策等、各施設がそれぞれの特色をいかしながら、安心して来館できる取組を進めてきた成果が見られた。引き続き、各施設において、県民の多様な学習ニーズに対応するため、展示や講座、オンラインコンテンツ等の充実を図り、利用者の満足度の向上に取り組むことが重要である。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、学校団体等の受入れやアウトリーチ等が減少したため、より深い学びのプログラムの提供や施設の充実を図るとともに、感染防止対策に配

慮した実施方法等を工夫し、参加者の拡充を図るべく取り組む必要がある。

- ・ 目的を持って学んでいるものがある人の割合は、目標に達していない。また、高齢者へ大学講座の学習機会等を提供できたが、受講者数は近年減少傾向にあることから、ICTの活用や新コース開設等、多様なニーズを捉えた大学講座内容の充実等に取り組む必要がある。

2 文化財等地域資産の活用

(1) これまでの主な取組

- ・ 兵庫県が有する数多くの歴史文化遺産を後世に継承するため、「兵庫県文化財保存活用大綱」を策定するとともに、各市町における保存・活用の取組方針等を定めた「文化財保存活用地域計画」の作成の推進を図ることにより、歴史文化遺産の継承に取り組んだ。
- ・ 県内各地で育まれてきた個性豊かな歴史文化遺産を後世に継承するため、無形民俗文化財の「県登録」制度を新設し、県内の多様かつ貴重な無形民俗文化財の保存・伝承を推進するなど、地域独自の豊かな歴史文化遺産の保存・整備を実施した。

指標	実績値								目標値
	R1(2019)		R2(2020)		R3(2021)		R4(2022)		R5(2023)
	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	
住んでいる地域には、自慢したい地域の「宝」（風景や産物、文化など）があると思う人の割合	51.6%	○	55.2%	○	54.3%	○	42.4%	△	60%

(2) 主な成果と課題

- ・ 多様な自然・風土を有する本県が育んできた、良質で多種多様な歴史文化遺産が身近に多くあることを県民に一層認知してもらう必要がある。
- ・ 住んでいる地域には、自慢したい地域の「宝」（風景や産物、文化など）があると思う人の割合が令和2（2020）年度より減少している。引き続き、文化財の価値付けや啓発事業等、保存・活用に取り組む、地域住民が「宝」と実感をもって認識できるよう意識の醸成を図る必要がある。
- ・ 兵庫県を語る上で欠くことのできない歴史上のテーマや、重要で広域的な課題について体系的な調査研究を行い、歴史文化遺産をいかした地域活性化に取り組む必要がある。

3 「する・みる・ささえる」スポーツ環境づくりの推進

(1) これまでの主な取組

- ・ ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（令和3（2021）年に開催）のレガシーを継承するとともに、ワールドマスタースゲームズ2021関西（令和9（2027）年に開催）に向けて醸成してきたスポーツ機運を継続し、更にすそ野を広げるため関西マスタースゲームズを開催した。
- ・ 競技スポーツの振興を図り次世代アスリートを育成するため、ジュニア期からトップレベルに至るまでの一貫した指導体制を強化するとともに、各種競技団体等のニーズに対応した指導者養成研修会等を実施し、質の高いスポーツ指導者の育成を図った。
- ・ 「第2期兵庫県スポーツ推進計画」に基づき、「する・みる・ささえる」スポーツへの参画を通じて、子ども・ユーススポーツ、生涯スポーツ、競技スポーツ、障害者スポーツを推進した。ま

た、女性のスポーツ環境の向上、女性スポーツ人口の増加をめざし、ひょうご女性スポーツの会の活動を支援した。

- ・ 障害のある人が多様なスポーツ活動に参加する機会の拡大を図るため、障害者スポーツの指導のための講習会等の充実や、障害者スポーツ団体と学校、スポーツクラブ21ひょうご等との連携を図った。

指標		実績値								目標値	
		R1 (2019)		R2 (2020)		R3 (2021)		R4 (2022)		R5 (2023)	
		実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価	実績値	評価		
国民体育大会天皇杯・皇后杯8位以内入賞の継続（天皇杯・皇后杯）	天皇杯	13 位	○	－	－	－	－				
	皇后杯	8 位									
国民体育大会で入賞（種別）する競技団体数の増加								21 団体	◎	22 団体	

(2) 主な成果と課題

- ・ 国民体育大会で入賞（種別）する競技団体数が21団体と目標値（20団体）を達成した。今後も県スポーツ協会との連携のもと策定した、中長期の強化策に基づき、引き続き取組を推進していく必要がある。
- ・ 「第2期兵庫県スポーツ推進計画」に基づき、引き続き、「する・みる・ささえる」スポーツへの参画を通じて、子ども・ユーススポーツ、生涯スポーツ、競技スポーツ、障害者スポーツを推進する必要がある。
- ・ 女性のスポーツ環境の向上や女性のスポーツ人口の増加をめざした取組を支援した結果、ひょうご女性スポーツの会の加盟数は16団体に増加した。女性スポーツの更なる充実を図るため、積極的にひょうご女性スポーツの会への加盟を呼びかけていく必要がある。
- ・ 障害のある人が多様なスポーツ活動に参加する機会を拡大するため、「パラスポーツ拡大推進プロジェクト」の展開を引き続き実施し、障害者スポーツの更なる充実を図る必要がある。

第2部 社会情勢・教育環境の変化

これまでの3期にわたる計画においても、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展、子どもの貧困、地域間格差、社会のつながりの希薄化、ICTによる技術革新の進展等は、社会の変化や課題として継続的に掲げられてきた。そのような中、第3期計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいべき事態が生じ、社会の様々な課題も浮き彫りになった。教育においても、教育活動が制限されたことを受けて、子どもたちの学びの保障や心のケア等、様々な課題が明らかとなった。これからの社会を展望する上で、教育の果たす役割はますます重要となっている。本計画の策定に当たっては、こうした社会全体の潮流を念頭に置いた上で、今後の教育のめざす方向性について検討する必要がある。

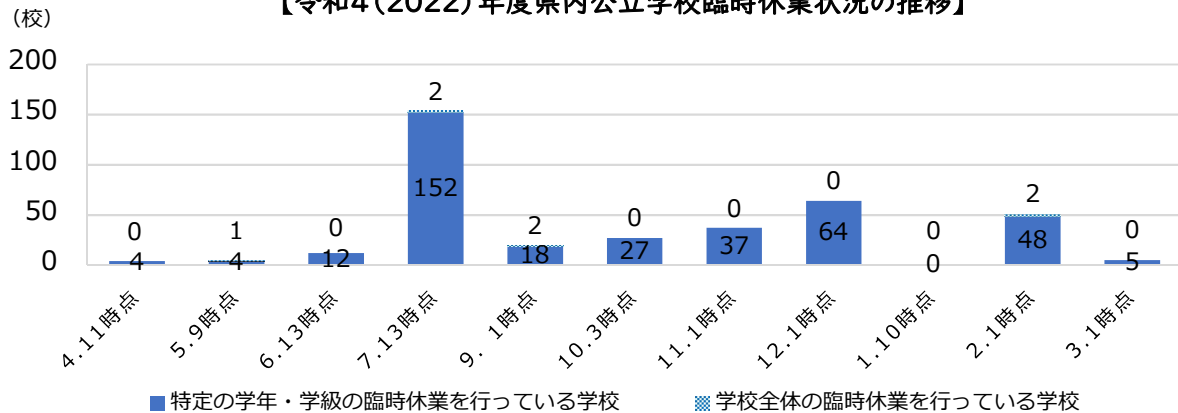
Ⅰ 新型コロナウイルス感染症の拡大

- 令和2(2020)年から、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中、県内でも、感染者が相次いだ。学校においても、国の要請による全国一斉の臨時休業措置が講じられ、それ以後、数次にわたり臨時休業措置が延長されるなど、学校の教育活動に大きな影響が生じる状況となった。この間、各学校においては、授業をはじめ行事や部活動等を例年どおり行うことができず、子どもたちの学びの保障や心のケア等が課題となった。
- こうした状況の中で、学校は学習機会や学力の保障のみならず、人と安心・安全につながるができる居場所として、身体的・精神的な健康を支えるという役割も担っていることや、全人的な発達・成長を保障する役割として、教職員と子どもたちが教室に集い、関わり合いながら成長することの価値や意義等について、再認識する機会となった。
- 「予測困難」といわれる時代において、新型コロナウイルス感染症の拡大も相まって、先行き不透明となる中、一人一人と社会全体が、答えのない問いにどう立ち向かうかが問われている。目の前の事象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すこと等、新しい時代に求められる資質・能力の育成がより一層強く求められている。
- また、新たな感染症の流行や自然災害等、今後、不測の事態に直面しても、今回の経験と教訓をいかし、子どもたちの学びを確実に保障できる環境を構築することが重要である。

【令和4(2022)年度県内公立学校臨時休業状況の推移】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2(2020)年3月3日から、県内の学校も一斉臨時休業となり、令和4(2022)年度においても、学校全体、特定の学年・学級で臨時休業を行う学校は依然として存在していた。

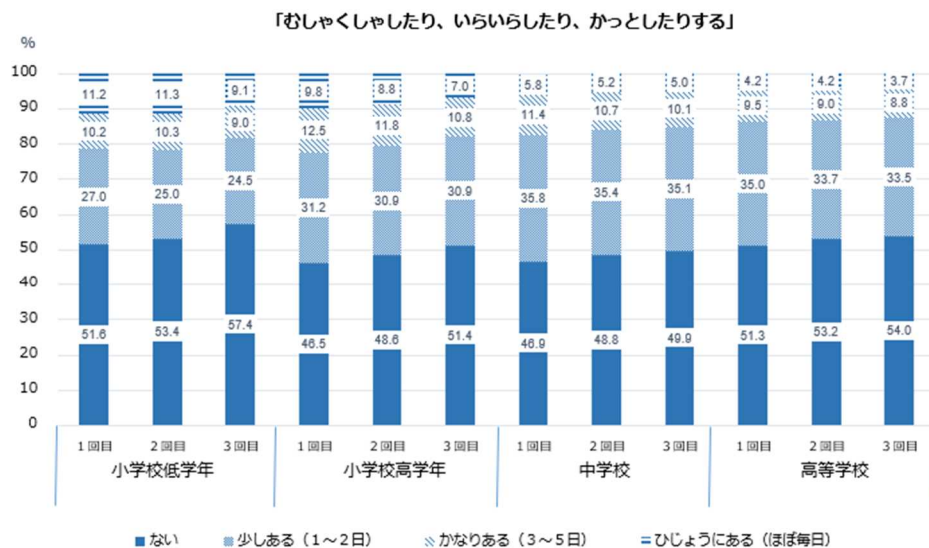
【令和4(2022)年度県内公立学校臨時休業状況の推移】



出典：「新型コロナウイルス感染症の影響による公立学校臨時休業状況調査の結果について」
(令和5年3月17日 文部科学省)より作成

【新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケート(令和2(2020)年度)】

- 「むしゃくしゃしたり、いらいらしたり、かっとなったりする」で「非常にある(ほぼ毎日)」と回答した児童生徒の割合は、どの学校種も一定程度存在したものの、継続調査をしていく中で、減少傾向になっていった。



出典：「新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケート」(令和2年度 県教委義務教育課)より作成

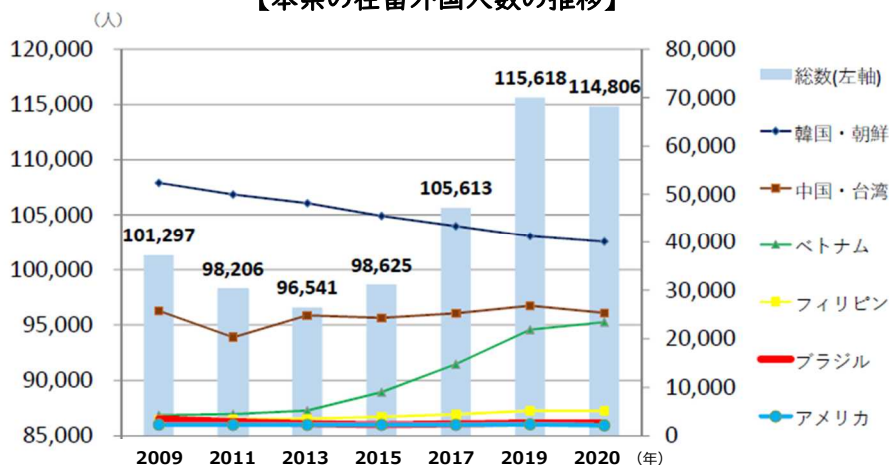
2 グローバル化の進展、国際情勢の不安定化

- グローバル化の進展により、国境を越えた人、モノ、情報の流れが加速するとともに、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっている。他国で起こる出来事は、日本にも大きく影響を及ぼしている。
- また、人口減少や高齢化の進行に伴い、今後の国内市場の縮小が見込まれる一方、いわゆる新興国では急速な経済成長が進み、国際社会における存在感を増している。

こうした流れは今後も加速し、海外市場の開拓や人材獲得競争等、グローバル競争が激化していくことが予想されている。

- グローバル化に伴い、異文化・多様性の理解や共存等の必要性も増している。県内の在留外国人数は、令和2(2020)年末時点で157か国、約11.5万人と全国7位であり、県民の多国籍化と居住地の分散化が進んでいる。
- 海外留学する日本人学生は平成16(2004)年の約8.3万人をピークに令和元(2019)年は3割減の約5.9万人まで減少しており、各国の状況に比べ低い状況にある。

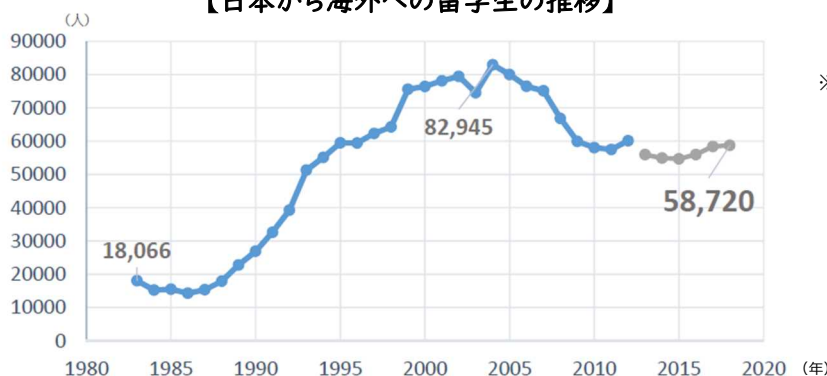
【本県の在留外国人数の推移】



出典：法務省入国管理局「在留外国人統計」

出典：『『未来を考える100のデータ』(ひょうごビジョン2050参考資料)』(兵庫県)

【日本から海外への留学生の推移】



※ 2012年統計までは、外国人学生(受入れ国の国籍をもたない学生)が対象だったが、2013年統計より、高等教育機関に在籍する外国人留学生(勉学を目的として前居住国・出身国から他の国に移り住んだ学生)が対象となったため、比較ができなくなっている。

出典：文部科学省「日本人の海外留学者数」(2021年3月30日)

出典：『『未来を考える100のデータ』(ひょうごビジョン2050参考資料)』(兵庫県)

- また、グローバル化に伴い、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模で人類全体が共通して直面する課題が増している。これに対応するため、「持続可能な開発目標(SDGs)」²(以下「SDGs」という。)が国際連合で採択され、日本においても、積極的な取組が求められている。

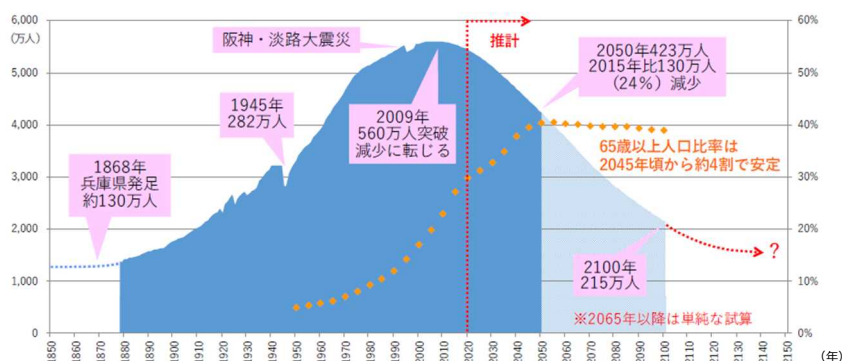
² 平成27年(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている令和12年(2030)年を期限とする開発目標。

- このような状況の中、伝統や文化を尊重し、自らの国やふるさとを愛し誇りをもつとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度、豊かな語学力、異なる言語や文化の違いを乗り越え、多角的な視野をもって自立的な思考を行い、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出す力等、様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人材を育成することが重要である。

3 人口減少社会の進行

- 日本においては少子化・人口減少が著しい。県内の人口も平成21（2009）年を境に減少に転じ、本格的な人口減少社会に入った。令和2（2020）年の県内の人口は546万5千人で5年前から7万人減少している。出生率が人口の維持に必要な水準を大きく下回っており、人口は今後も減り続ける見込みである。

【県内の総人口及び65歳以上人口比率の推移（令和2（2020）年以降は推計値）】

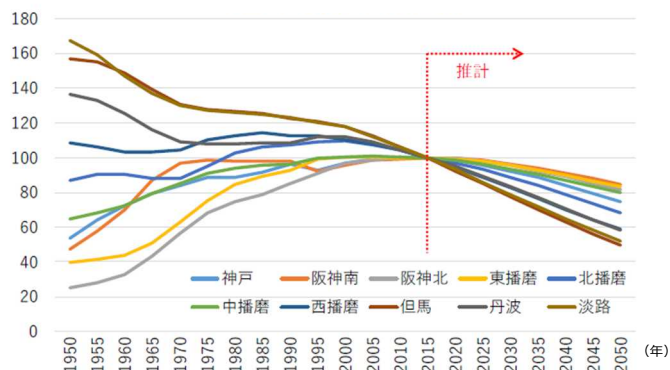


出典：「国勢調査報告」（総務省）及び「兵庫県未来推計人口（2015～65）」（兵庫県ビジョン課）

出典：「『未来を考える100のデータ』（ひょうごビジョン2050参考資料）」（兵庫県）

- 特に、本県では都市部の人口増加と地方部の過疎化が同時進行してきており、県の人口の6割が県土面積の14%に当たる神戸・阪神地域に集住している。しかしながら今後は、神戸・阪神地域も含め、すべての地域で人口が減ると推計されている。

【県内10地域の人口指数の変化
（平成27（2015）年を100とした場合）】



【昭和25（1950）年と平成27（2015）年の人口比較】

(千人)	1950年		2015年		対1950年
	人口	シェア	人口	シェア	
神戸	821	25%	1,537	28%	1.9倍
阪神南	491	15%	1,036	19%	2.1倍
阪神北	182	5%	722	13%	4.0倍
東播磨	286	9%	717	13%	2.5倍
北播磨	237	7%	272	5%	1.1倍
中播磨	375	11%	579	10%	1.5倍
西播磨	283	9%	260	5%	0.9倍
但馬	267	8%	170	3%	0.6倍
丹波	145	4%	106	2%	0.7倍
淡路	226	7%	135	2%	0.6倍
兵庫県	3,312	—	5,535	—	1.7倍

出典：「国勢調査報告」（総務省）及び「兵庫県未来推計人口（2015～65）」（兵庫県ビジョン課）

出典：「『未来を考える100のデータ』（ひょうごビジョン2050参考資料）」（兵庫県）

- このような状況の中、持続可能な社会の実現をめざし、魅力と活力あふれる地域として維持・向上させるには、質の高い教育により一人一人の生産性や創造性を一段と伸ばさせていくことが急務である。
- また、一人一人の可能性を最大限に引き出すため、学校において魅力や特色ある教育を受けられる教育環境の充実を図ることが重要である。

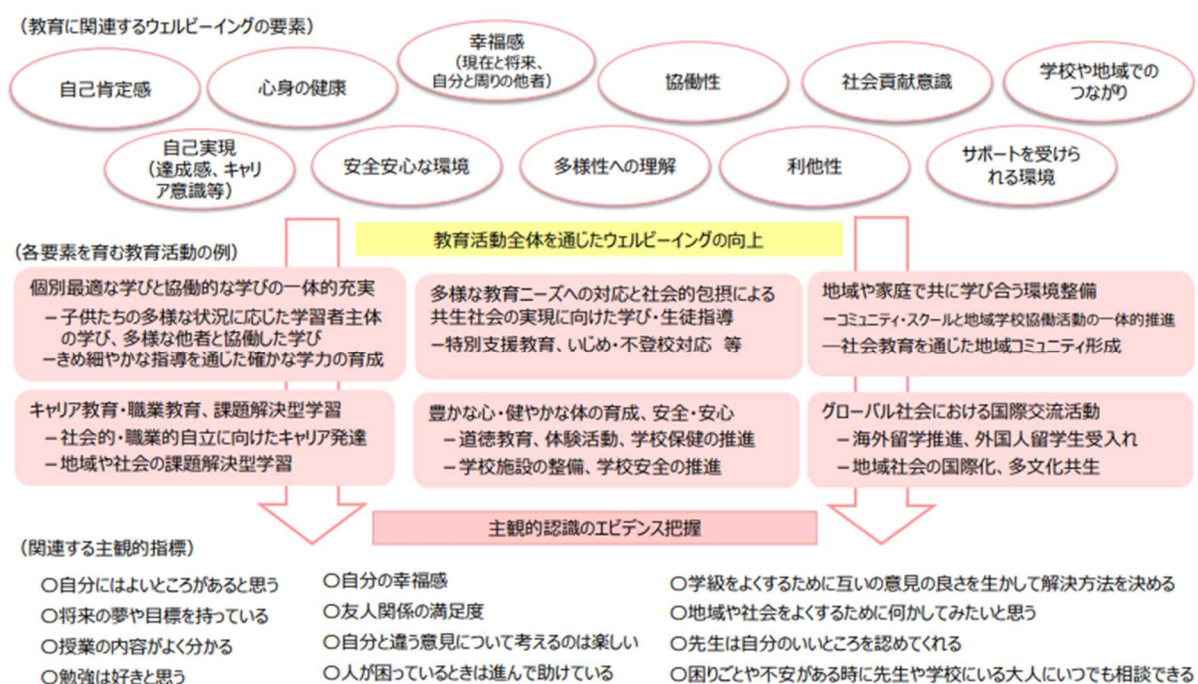
4 教育に係る国際的な動向

- SDGsにおいては、全領域で教育が重視されるとともに、すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することとされている。中でも持続可能な開発のための教育(ESD)³は、すべてのSDGsの成功への鍵とされている。
- また、経済先進諸国においては、GDPに代表される経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング(Well-being)」⁴の考え方が重視されてきている。多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められる。
- 特に国の第4期教育振興基本計画においては、日本社会に根差したウェルビーイングの要素として、自己肯定感や自己実現等の獲得的な要素のみではなく、「幸福感(現在と将来、自分と周りの他者)」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「心身の健康」、「安心・安全な環境」等の協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことを求めている。



³ 現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む(think globally, act locally)ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことをめざして行う学習・教育活動。

⁴ 身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等の将来にわたる持続的な幸福を含む概念。



出典：中央教育審議会「次期教育振興基本計画について（答申）参考資料・データ集」（令和5年3月8日）より一部引用

○ また、OECDの「Learning Compass 2030（学びの羅針盤 2030）」（令和元（2019）年5月）は、個人と社会のウェルビーイングは「私たちの望む未来」であり、社会のウェルビーイングは共通の「目的地」とされている。また、「生徒のエージェンシー」⁵として、子どもたちが社会を変革していくため、自ら主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力を身に付けることの重要性を指摘している。

○ ウェルビーイングが実現される社会は、子どもから大人まで一人一人が担い手となって創っていくものである。子どもたちのウェルビーイングを高めるためには、教職員のウェルビーイングを確保することも必要であり、学校が教職員のウェルビーイングを高める場となることが重要である。更に、生涯学習・社会教育を通じて、地域コミュニティを基盤としてウェルビーイングを実現していく視点も重要である。

5 令和の日本型学校教育の構築

○ 令和3（2021）年1月、中央教育審議会より『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』（答申）が出された。

○ 急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の子どもたちが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続

⁵ 「Learning Compass 2030（学びの羅針盤 2030）」によると、「エージェンシーは、社会参画を通じて人々や物事、環境がよりよいものとなるように影響を与えるという責任感をもってしていることを含意する」とされている。

可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。これらの資質・能力を育むためには、学習指導要領の着実な実施が重要である。

- また、「令和の日本型学校教育」の姿として、すべての子どもたちの可能性を引き出す、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組を更に進化させ、教育の質を向上させることが求められている。
- 「すべての子どもたちの可能性を引き出す」とともに「誰一人取り残されない」ため、一人一人の能力・適性等に応じ、その意欲を高め、やりたいことを深められる教育を実現するとともに、学校を安心・安全な居場所として保障し、様々な事情を抱える多様な子どもたちが、実態として学校教育の外に置かれることのないように取り組むことが重要である。

6 こどもまんなか社会の実現

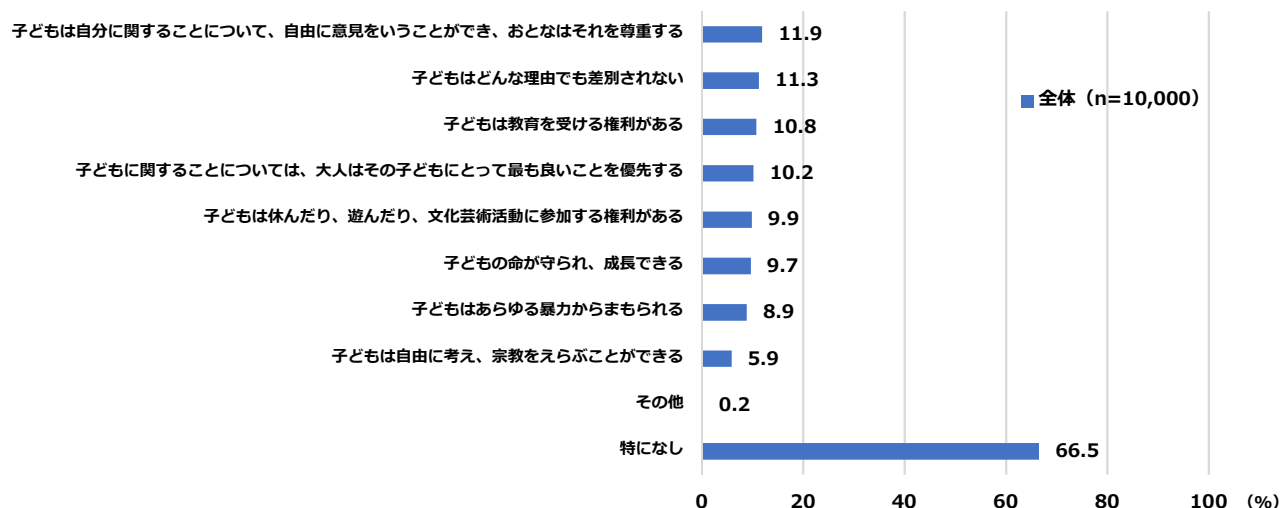
- 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月）においては、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（以下「こどもまんなか社会」という。）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする」とされている。
- 日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神、この方針等に基づき、「こども基本法」が制定され、こども施策の基本理念や基本となる事項が定められた。基本理念として、
 - 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
 - 全てのこどもについて、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
 - 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
 - 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

等について規定がなされている。

- 今後の教育政策の遂行に当たっても、これらの視点を重視するとともに、こどもの健やかな成長に向けては、「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策の両者が、それぞれの目的を追求する中で、専門性を高めつつ緊密に連携することが重要である。

【こども1万人意識調査】

Q.あなたや、あなたのまわりのこどもで、こどもの権利が守られていないものはありますか？

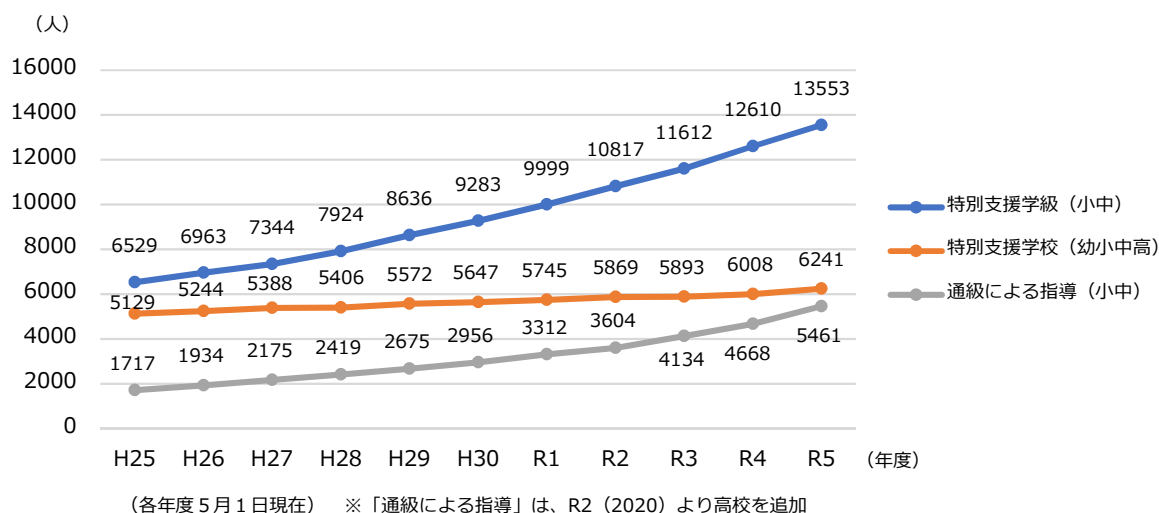


出典:「こども1万人意識調査」要約版レポート(2023年5月1日 日本財団)
全都道府県 男女10~18歳、インターネット調査

7 多様性と包摂性のある共生社会の実現

- 社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境等に関わらず、誰一人取り残されることなく、誰もがいきいきとした人生を享受することのできる共生社会の実現に向け、社会的包摂を推進することが求められている。学校現場においても、障害や不登校、日本語指導が必要な外国人の子どもたち、特異な才能、複合的な困難等の多様なニーズを有する子どもたちへの対応と社会的包摂が求められている。
- 令和5(2023)年度の県内における、特別な支援が必要な児童生徒数は、特別支援学級(小中)13,553人、特別支援学校(幼小中高)6,241人、通級による指導(小中高)5,461人となり、増加傾向にある。障害のある子どもの自立と社会参加に向けて、障害者権利条約や障害者基本法等に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進めることが求められている。

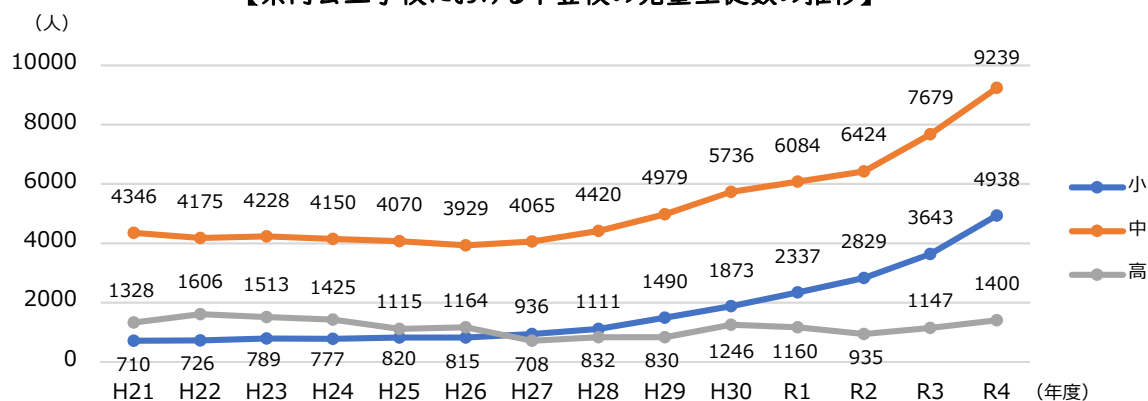
【県内公立学校における特別な支援が必要な児童生徒数の推移】



出典：「県教委特別支援教育課調査」

- また、令和4（2022）年度の小・中・高校における不登校の子どもたちの数は、小学校105,112人（県内4,938人）、中学校193,936人（県内9,239人）、高校60,575人（県内1,400人）となっており、合計で359,623人（県内15,577人）となっている。
- 不登校は誰にでも起こり得ることである一方、将来にも長期にわたって影響を及ぼすとの指摘もあり、不登校の子どもたちの教育機会の確保や相談体制の充実等、不登校対策を強力に推進していくことが求められている。

【県内公立学校における不登校の児童生徒数の推移】



出典：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（文部科学省）より作成
「兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動・不登校等の状況について」（県教委義務教育課）より作成

- 更に、「男女の平等」について、世界的に見れば日本は146か国中125位であり、調査公表開始以来、最低となっている⁶。発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参画することの重要性等、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払拭し、男女共同参画を推進する意識を醸成することが求められている。

⁶ 「Global Gender Gap Report (2023)」（世界男女格差報告書）（2023年6月 世界経済フォーラム（WEF））

- 立場や考え、価値観の異なる人々同士が、お互いの組織や集団の境界を越えて混ざり合い、学び合うことは、「同調圧力」への偏りから脱却する上で重要であり、学校のみならず社会全体で重視していくべき方向性である。そのためには、子どもだけでなく大人も含めて、多様性を受け入れる寛容で成熟した存在となることが重要である。

8 Society5.0時代の到来

- 国においては、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが劇的に変わる未来の姿を「Society5.0」と提唱し、ICTを最大限に活用し、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実世界）とを高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立させる取組を進めている。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界全体にデジタル化の飛躍的進展をもたらした。社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に向けた環境整備が加速化していく中で、教育においても、GIGAスクール構想による1人1台端末の環境が実現し、全国の小・中・高校等におけるICT環境整備は飛躍的に進展した。
- 教育においても、ICTを活用することは特別なことではなく、ICTやAI等の技術革新が飛躍的に進化するSociety5.0時代を生きていくためには、時代の変化とともに成長しつつ、そのような時代を創造していく力と意思を育てていくことが不可欠である。
- そのためにも、ICTの活用の「日常化」を促進し、「情報活用能力（情報モラルを含む）」を着実に育成するとともに、ICTを最大限に活用できる環境整備の推進に取り組むことが重要である。

【兵庫県内の公立学校（小中高特）のICT活用指導力】

	教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力	授業にICTを活用して指導する能力	児童生徒のICT活用を指導する能力	情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力
兵庫県	88.1%	76.5%	78.2%	85.2%
全国平均	88.5%	78.1%	79.6%	86.9%

【兵庫県内の公立学校（小中高特）のICT環境整備状況】

	教育用PC（1台あたり児童生徒数）	無線LAN（普通教室）	インターネット接続（100Mbps以上）	大型提示装置（普通教室）
兵庫県	0.9人/台	99.6%	100%	93.8%
全国平均	0.9人/台	97.8%	98.0%	88.6%

出典：「令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（概要）」
（令和5年10月 文部科学省）より作成

9 新しい働き方の推進、働き方改革の更なる推進

- いわゆる「働き方改革関連法」による、改正後の労働基準法が令和元（2019）年4月から順次施行されてきた。「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革であり、生産性向上とともに、意欲・能力を存分に発揮できる環境を築いていくことが必要である。
- 激動する社会や学校現場の中で、「令和の日本型学校教育」の実現が求められている。この実装を担う教員について、国の「教員勤務実態調査（令和4（2022）年度）」では、平成28（2016）年度と比較して、平日・土日ともに、すべての職種において在校等時間が減少したものの、依然として長時間勤務の教員が多い状況となっている。加えて、大量退職に伴い大量採用が必要である中、全国的に教員不足が指摘されていることも憂慮すべき状況である。
- こうした中、中央教育審議会においても、教員の勤務制度を含めた、「更なる学校における働き方改革の在り方」「教師の処遇改善の在り方」「学校の指導・運営体制の充実の在り方」について、「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」（諮問）（中央教育審議会 令和5年5月22日）が審議されている。
- 子どもたちのウェルビーイングを高めるためには、教職員のウェルビーイングも確保することが必要であり、教職員が安心して本務に集中し、志気高く誇りをもって子どもたちに向き合うことができるよう、国の動向も踏まえながら、学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、教員の資質・能力の向上等に取り組んでいくことが重要である。

【教員勤務実態調査（令和4（2022）年度）（全国）】

教師の1日あたりの在校等時間（10・11月）							（時間：分）
平日	小学校			中学校			高校 （参考）
	平成28年度	令和3年度	増減	平成28年度	令和3年度	増減	令和3年度
校長	10:37	10:23	-0:14	10:37	10:10	-0:27	9:37
副校長・教頭	12:12	11:45	-0:27	12:06	11:42	-0:24	10:56
教諭	11:15	10:45	-0:30	11:32	11:01	-0:31	10:06
土日	小学校			中学校			高校 （参考）
	平成28年度	令和3年度	増減	平成28年度	令和3年度	増減	令和3年度
校長	1:29	0:49	-0:40	1:59	1:07	-0:52	1:37
副校長・教頭	1:49	0:59	-0:50	2:06	1:16	-0:50	1:18
教諭	1:07	0:36	-0:31	3:22	2:18	-1:04	2:14

※平成28（2016）年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。
 ※「教諭」には主幹教諭・指導教諭を含む。

調査対象： 小学校 1,200 校、中学校 1,200 校、高校 300 校に勤務するフルタイムの常勤教員（校長、副校長、教頭、教諭等）
 調査日程： 令和4（2022）年8月、10月、11月のうち、連続する7日間について調査。

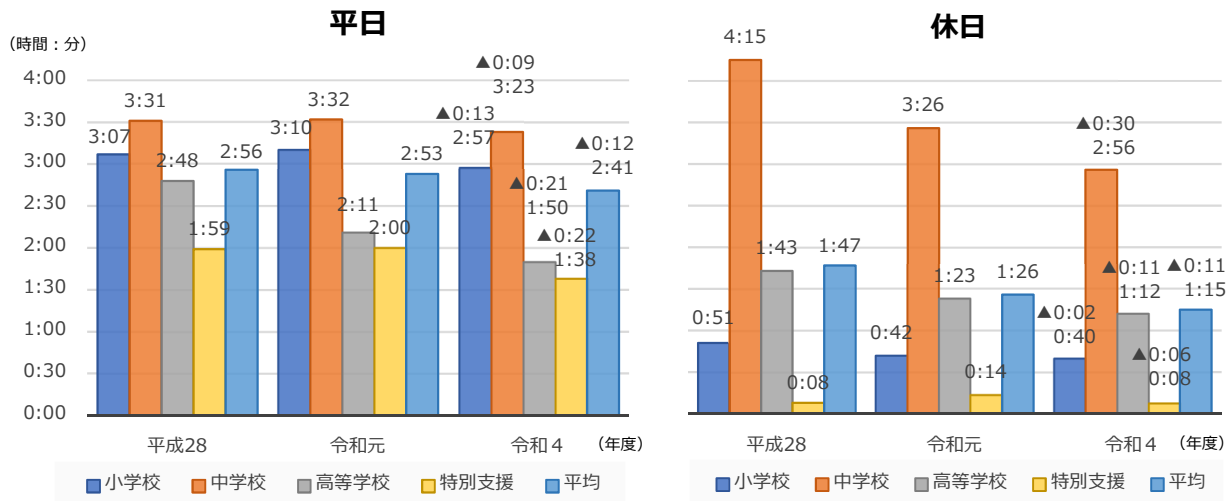
【8月期】（小・中各400校、高校100校） 8月1日（月）～8月7日（日）、8月8日（月）～8月14日（日） 8月15日（月）～8月21日（日）、8月22日（月）～8月28日（日）
 【10月期】（小・中各400校、高校100校） 10月3日（月）～10月9日（日）、又は10月17日（月）～10月23日（日） 又は10月24日（月）～10月30日（日）
 【11月期】（小・中各400校、高校100校） 11月7日（月）～11月13日（日）、又は11月14日（月）～11月20日（日）（予備週：11月28日（月）～12月4日（日））

出典：「教員勤務実態調査（令和4（2022）年度）【速報値】（概要版）」（文部科学省）

【勤務実態調査(令和4(2022)年度)(県)】

○超過勤務時間(休憩時間内、持ち帰り業務を含む)の経年比較【教諭・主幹教諭】

※ ▲は前回調査(令和元年度)からの減少



調査対象：135校(小学校70校、中学校35校、高校20校、特別支援学校10校)

対象職員：常勤のすべての県費及び県費負担教職員

調査項目：業務分類(授業、授業準備、部活動指導、会議・打ち合わせ等)に従い、1週間の業務を15分単位で記録

調査時期：令和4(2022)年6月～7月の1週間

出典：「勤務実態調査(令和4(2022年度))」(県教委教職員企画課)

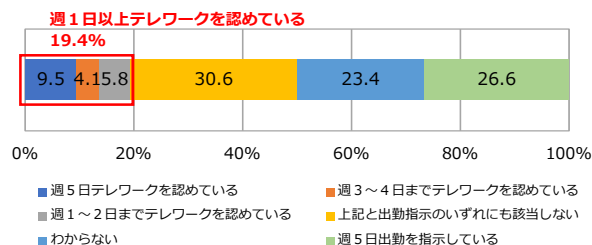
○ また、社会総掛かりでの教育を実現するため、保護者をはじめ、地域の方々や企業・団体がこれまで以上に教育に関わりやすくすることも重要な視点である。そのような中、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワークや時差通勤、オンライン会議等、新たな働き方が拡大した。新たな働き方は、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方の実現や、保護者をはじめとする大人たちのワーク・ライフ・バランスの実践が進むことにもつながった。

○ テレワークをきっかけに実施したい活動として、副業・兼業の他、子育て等家庭の事情への対応、地域への活動の意向もあることから、新たな働き方の推進は、より多くの大人が子どもたちのために時間をかけやすくなることが期待される。

【勤務先のテレワークに対する方針】

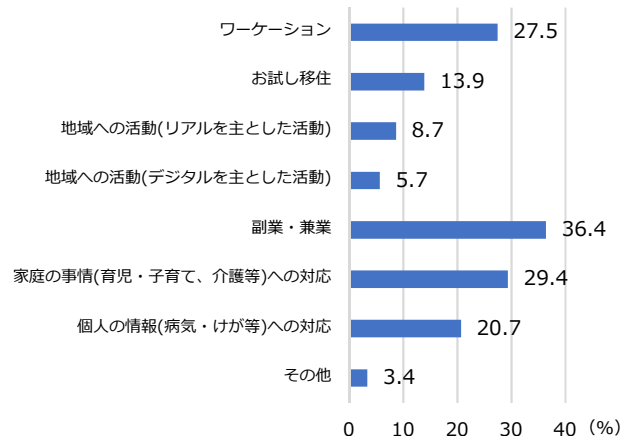
雇用型就業者全体 (n=35,999)

※単数回答



【テレワークをきっかけに実施したい活動(雇用型就業者)】

テレワーク実施意向あり雇用型 (n=14,020) ※複数回答あり

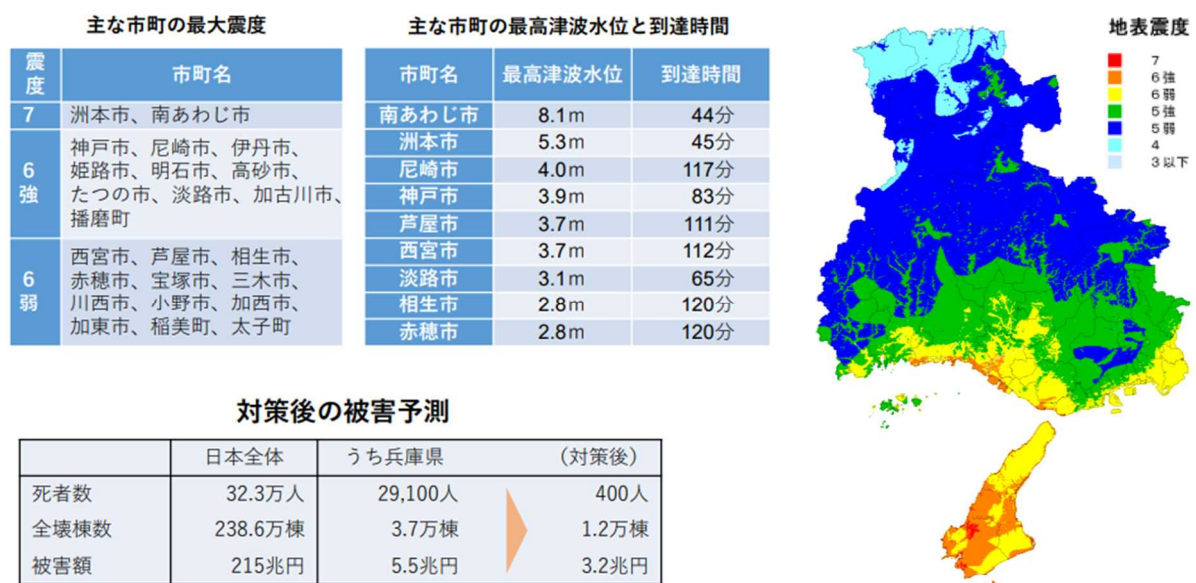


出典：「令和4(2022)年度 テレワーク人口実態調査 -調査結果(概要)-」(令和5年3月 国土交通省)

10 震災・気象災害への対応

- 近年、東日本大震災をはじめとする各地での震災や集中豪雨による風水害等、大規模な災害が多発している。全国（1,300地点）の1時間降水量80mm以上の年間発生回数は増加傾向にあり、最近10年間（平成23（2011）～令和2（2020）年）の平均年間発生回数（約26回）は、統計期間の最初の10年間（昭和51（1976）～昭和60（1985）年）の平均年間発生回数（約14回）と比べて約1.9倍に増加している。
- また、これから30年以内に南海トラフ地震（M8～9クラス）が発生する確率は70～80%程度とされており、発生時には県内で最大29,100人程度の死者が出る被害が想定されている。
- 阪神・淡路大震災からの復興や東日本大震災等への支援の経験とそこから得た教訓を踏まえ、共生の心を育み、人間としての在り方や生き方を考えさせる防災教育の一層の推進を図るとともに、災害に強い、安全で安心な地域社会の構築を進める中で、地域の防災拠点として機能する学校の防災体制の充実を図ることが重要である。

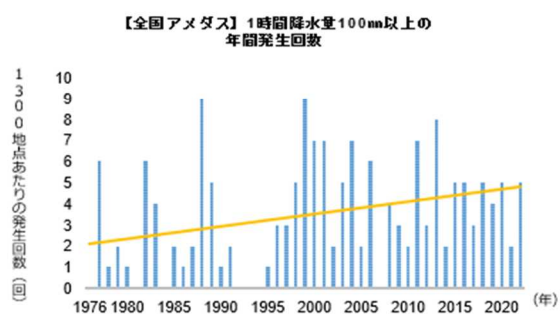
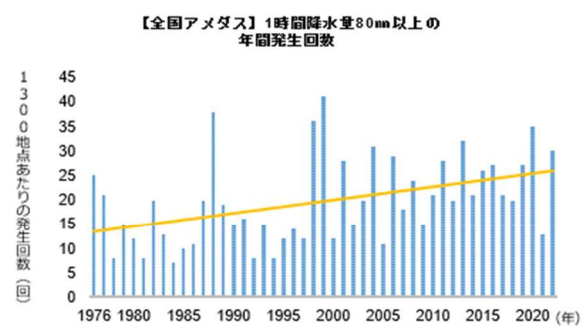
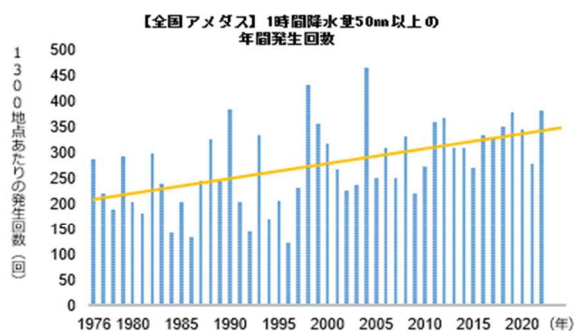
【南海トラフ地震の想定被害】



出典：「地域防災計画地震災害対策計画」（2017年 兵庫県）

出典：「『未来を考える100のデータ』（ひょうごビジョン2050参考資料）」（兵庫県）

【大雨や猛暑日など(極端現象)のこれまでの変化】



出典:「大雨や猛暑日など(極端現象)のこれまでの変化」(気象庁)より作成

第3部 兵庫の教育のめざす姿

Ⅰ 第4期「ひょうご教育創造プラン」の基本理念

(1) 兵庫が大切にしてきた教育

本県の教育は、いつの時代にあっても教育の根底にある、個人の尊厳を尊重し、豊かな人間性や創造性を育む「こころの豊かさ」の育成を基調に、子どもたちの豊かな人間関係の構築、学校と家庭のみならず、地域社会が一体となって子どもたちの成長を支えていくことを重んじてきた。

その上で、兵庫型「体験教育」等の展開による「思いやりの心」「ふるさとを愛し誇りをもつ心」の醸成、震災の経験と教訓を活かした「共生の心」「生きる力」を育む「兵庫の防災教育」の推進、一人一人の個性や創造性を伸ばす教育や「社会に開かれた教育課程」の実現を図るなど、様々に変化する社会情勢の中にあっても、不易としての教育を堅持しながら未来を担う人材の育成という使命に応える努力を積み重ねてきた。

今後とも、変化の激しい時代だからこそ、これまで兵庫の教育が大切にしてきたものの意義を、改めて社会全体で共有し、その上で新しい時代の教育を切り拓いていくことが求められる。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

新型コロナウイルス感染症の拡大による3年以上に及ぶ社会経済活動や教育活動への制限は、体験活動の機会や地域とのつながりを減少させ、不登校の子どもたちが増加するなど、子どもたちに広範かつ多面的な影響を与えた。これらに加え、自己肯定感や当事者意識の低さ等、従来認識されながら解決に至らなかった様々な課題も、これを機に改めて指摘されている。

一方、こうした状況の中で、学校は学習機会や学力の保障のみならず、人と安心・安全につながるができる居場所として、身体的・精神的な健康を支えるという役割も担っていることや、全人的な発達・成長を保障する役割として、教職員と子どもたちが教室に集い、関わり合いながら成長することの価値や意義等について、再認識する機会となった。

新型コロナウイルス感染症の拡大が子どもたちに与えた影響は今後も継続していくことが懸念され、更に顕在化してくる課題もあると考えられる。これまで以上に学校種間、学校・家庭・地域、そして社会全体で連携・協働し、子どもたちの成長を見守り支えていくことが求められる。

(3) 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

急激に変化する時代の中で、子どもたち一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

これまで本県が大切にしてきた教育を継承しつつ、新しい時代を見据えて更なる発展・振興を図り、知・徳・体を一体的に育みながら「令和の日本型学校教育」の実現に向けた必要な取組を果敢に進めていくことが求められる。

(4) 基本理念

兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり

第4期重点テーマ

— 「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成 —

今後の教育には、社会情勢の激しい変化が続く中、想定外の事象と向き合い対応する力や不透明な未来を切り拓く力をどう涵養していくかという視点とともに、ウェルビーイングの向上や持続可能な社会の実現という視点が重要である。

そのためにも、自ら「在りたい自分」や「在りたい社会」を描き、自己のみではなく主体的に他者と協力・協働しながらその実現に向けた課題を発見・解決し、新たな価値を「創造」していく力を育むことが求められる。

また、多様な人々が共に暮らす社会において、自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重するとともに、学校・家庭・地域が連携・協働し相互に育ち合いながら、これまで本県が大切にしてきた「絆」を深めて、子どもたちの成長を支え、誰一人取り残されないよう、子どもたちが自分らしく安心して過ごせる環境を構築していくことが重要である。

更に、人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって、意欲をもって知識と知恵をアップデートし続け、スキルを身に付けるなど、自らの可能性を最大限に伸ばし、学びの成果を社会の様々な場面で発揮できる社会を形成することが求められる。

これらを踏まえ、第4期においては、本県教育の基本理念としてきた「兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり」を基本としながら、第3期重点テーマ「『未来への道を切り拓く力』の育成」を継承しつつ、更なる本県教育の振興を図るため、—「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成—を重点テーマとする。

この理念・重点テーマの実現に向け、以下の3つの方針に基づき取り組む。

基本方針1 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進

基本方針2 すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる

学校・家庭・地域等の構築

基本方針3 安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実

なお、学習指導要領や生徒指導提要等は、一人一人の子どもを主語にする学校教育の実現をめざし改訂がなされたことも踏まえ、第4期の実施に当たっては、子どもたち自身が必要な資質・能力等を身に付けていけるよう、学校、家庭、地域、行政等、社会全体が支えていくという視点を改めて重視し、取り組んでいくことが重要である。

2 めざす人間像

- 人生100年を通じて知・徳・体の調和がとれ、自らの夢や志の実現に努力し、持続可能な社会の創り手となる人
- 自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重する人
- ふるさとを愛し、共に支え合いながら、明日の兵庫を切り拓き、日本の未来を担う人
- 日本の伝統と文化を基盤として、創造力と多様な人々との共生の心を持ち、国内外で活動する人

3 育み培う心、力、態度

- 自律心を養い、自立する人として
 - ・ 生命(いのち)を尊び、自然を大切にする
 - ・ 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、健やかな身体を育み、豊かな情操と道徳心をもつ
 - ・ 個人の価値を尊重し、生涯にわたって個性や資質・能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う
 - ・ 思いやりや寛容の心を持ち、人権を尊重する
 - ・ 失敗や変化を恐れず前向きに受け止め、自己のみではなく主体的に他者と協力・協働しながら困難や逆境に立ち向かう
- 社会で活動する人として
 - ・ 基本的なルールを遵守し、役割や責任をもってよりよい社会づくりに向けて主体的に行動する
 - ・ 周囲とコミュニケーションを図りながら問題を発見し、創造的に解決する
 - ・ 他者を尊重するとともに、異なる文化や価値観を理解し、多様な人々と共生する
- ひょうご人(ふるさとに誇りを持ち、多様な人々と協働して五国を支える人)として
 - ・ 震災の教訓を踏まえ、地域に学び、地域を担い、ふるさと兵庫の発展に取り組む
 - ・ 兵庫が有する多様な伝統や芸能・文化を尊重し、ふるさと兵庫や日本を愛する
 - ・ 国際社会の平和や発展に向けて、次代の兵庫、日本、世界を舞台に活動する

4 各主体の責任と役割

これまで、県民運動として「こころ豊かな人づくり」に取り組み、県民の「参画と協働」のもと県民が一体となって子どもたちを育む取組を進めてきたことを引き継ぎ、これからもすべての県民が教育に関わっていくことが不可欠である。

教育行政機関、学校、教職員及び社会教育施設はもとより、家庭、地域及び県民は、子どもたちの成長に関わる当事者として、それぞれが責任と役割を自覚し、社会全体で、兵庫の教育のめざす基本理念の実現に向けて取り組まなければならない。

また、教育行政機関、学校、教職員、社会教育施設、家庭、地域及び県民はもとより、社会教育団体、青少年団体、その他の教育に関わる団体やNPO（非営利団体）、ボランティア、企業や民間事業者等が、連携・協力しながら教育に取り組むことが求められる。

本県において、基本理念の実現に向けた「各主体の責任と役割」は次のとおりとする。

(1) 教育行政機関

- ・ 教育行政機関は、学校教育、社会教育・生涯学習等を振興し、学校・家庭・地域等の教育の主体と連携・協力するとともに、その主体を支援する。
- ・ 教育行政機関は、「兵庫が育む ところ豊かで自立する人づくり」を実現するため、子どもたちの現状と課題を把握し、適切かつ実効性のある施策を遂行する。
- ・ 各主体は、相互に緊密な連携を図り、本計画の実現に向けそれぞれが担う教育施策を円滑に遂行する。
- ・ 各主体の担う役割等に応じて、学校や教職員等に必要な支援や指導・助言を行い、教職員が教育活動に専念できるよう支援する。

(2) 学校、教職員、社会教育施設

- ・ 学校は、子どもたちの人格の完成をめざし、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む教育を行う。
- ・ 教職員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、高い倫理観をもってその職責の遂行に努める。
- ・ 社会教育施設は、人生100年を通じて、時代の趨勢・社会の状況・県民のニーズ等を踏まえた学習内容や学習機会の充実、情報の積極的な発信等、社会教育の振興に取り組む。

(3) 家庭（保護者）

- ・ 家庭（保護者）は、子どもの教育について第一義的責任を有しており、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、道徳心や自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る。
- ・ 家庭（保護者）は、学びを積み重ねて成長しながら子どもと向き合うとともに、家庭（保護者）同士の交流や協働を通じて、子どもの育ちを豊かにする。

(4) 地域（地域住民）

- ・ 地域（地域住民）は、多様化する家庭環境を踏まえ家庭教育を支えるとともに、家庭や学校と連携・協働し相互に育ち合いながら、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動に取り組む。

(5) 県民

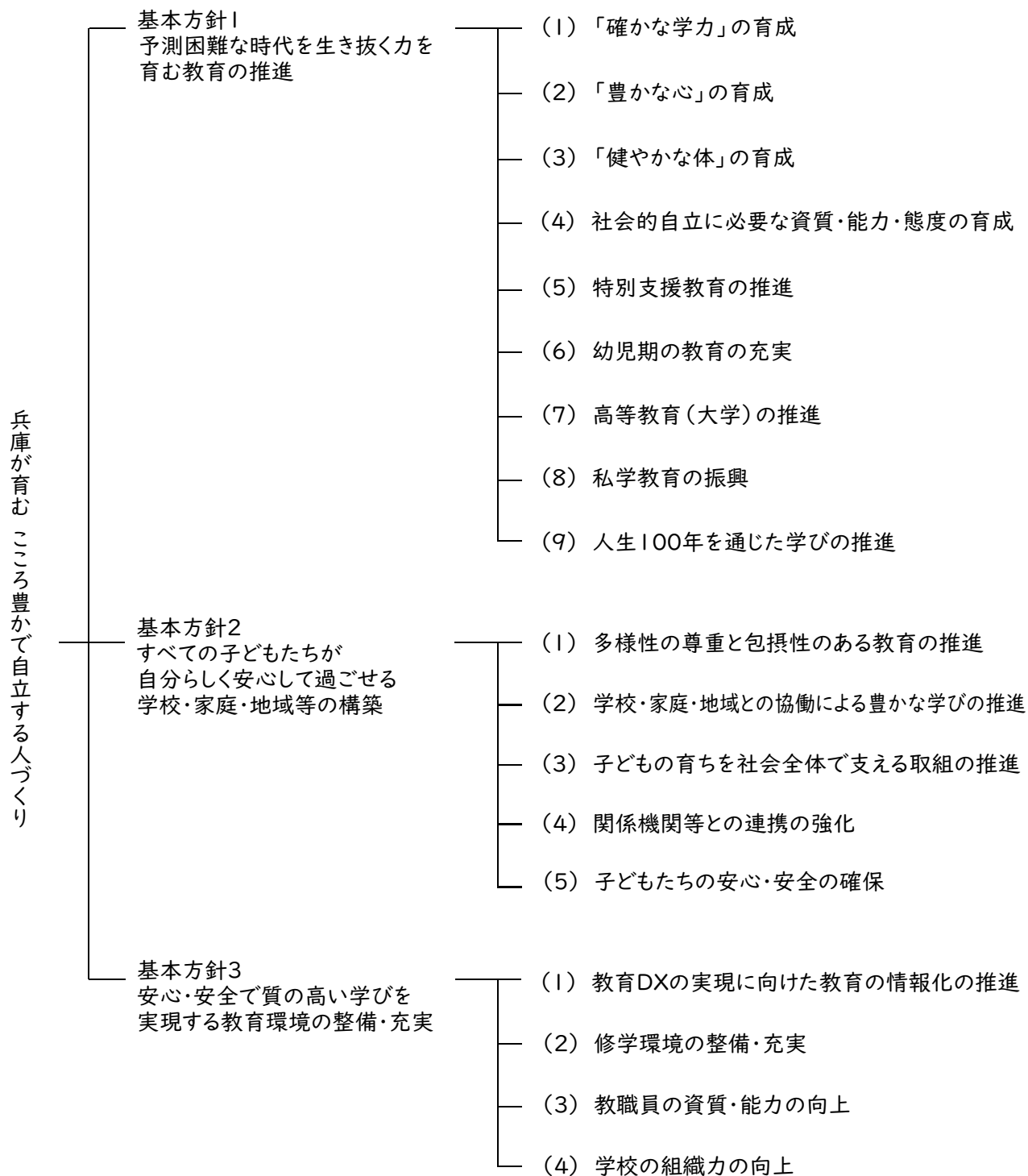
- ・ 県民は、一人一人が子どもたちの成長に関わる教育の当事者であるという意識をもつとともに、社会総掛かりでの教育を実現するため、人生100年を通じて、生活の質の向上に加え、地域社会の担い手として常に自ら研鑽に励む。

5 体系表（「基本方針」及び「基本的方向」）

兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり

第4期重点テーマ

— 「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成 —



6 基本方針

基本方針Ⅰ 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進

(1) 「確かな学力」の育成

新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた授業改善等、学びの充実に取り組むとともに、グローバル化をはじめ、ICTやAI等の技術革新等、複雑化・多様化する社会において、社会課題の発見・解決や持続的な社会の発展・創造に向け、新たな価値を創造し、既存の様々な枠を越えて活躍できる人材の育成を図るため、以下の事項に取り組む。

① 新しい時代に求められる資質・能力の育成

先行き不透明な予測困難な時代において、一人一人の子どもたちが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手になれるよう、学習指導要領を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」⁷の実現を図り、新しい時代に求められる資質・能力を育成する。

【取組の方向性】

- ・ 基本的な知識・技能の習得に加え、習得した知識及び技能を活用し、課題等を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等及び学びに向かう力等を育成する。
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、「カリキュラム・マネジメント」の確立を図る。
- ・ これらを通じ、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力も含めた「新しい時代に求められる資質・能力」を育成する。

② 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

「新しい時代に求められる資質・能力」を、すべての子どもたちに育成するとともに、多様な教育ニーズに対応するため、「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者視点から整理した「個別最適な学び」を進める。併せて、「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、「協働的な学び」と一体的に進める。

【取組の方向性】

- ・ 「指導の個別化」では、支援が必要な子どもへの重点的な指導や、一人一人の特性や学習進度等に応じた指導に取り組むとともに、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成する。
- ・ 「学習の個性化」では、子どもの興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供するとともに、子ども自身が主体的に学習を最適化することができるよう促す。

⁷ 教育課程を通じて、これからの時代に求められる教育を実現していくため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図ること。

- ・ 「個別最適な学び」は、探究的な学習や体験活動等を通じて、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、一人一人のよい点や可能性をいかしながら、異なる考え方を組み合わせてよりよい学びを生み出す「協働的な学び」と一体的に進める。
- ・ 1人1台端末の最大限の活用⁸、きめ細かな指導体制の充実、実践的な研修、地域人材の活用等を通し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげるとともに、「カリキュラム・マネジメント」の取組を一層進める。

③ 情報活用能力（情報モラルを含む）の育成

ICTやAI等の技術革新が飛躍的に進化するSociety5.0時代に対応し、そのような時代を創造していく力と意思を育てていくことが不可欠であることから、学習指導要領において学習の基盤となる資質・能力と位置付けられた「情報活用能力（情報モラルを含む）」を着実に育成する。

【取組の方向性】

- ・ 情報技術を活用した問題の発見・解決の方法や、情報化が社会の中で果たす役割や影響、情報の真偽を吟味する力⁹、複数の情報を結び付けて新たな意味を見いだす力、問題の発見・解決に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を育成する。
- ・ 「ひょうごGIGAワークブック」の活用等を通じて、自他の権利の尊重等、情報社会におけるルールやマナーの習得、インターネット利用に当たっての危険の回避や情報セキュリティに関する知識の習得等、発達段階に応じた情報モラル教育に取り組む。

④ 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する国際教育の強化

グローバル化が一層進展している社会に対応するため、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくかという主体性を一層強く意識し、問題発見・解決能力、コミュニケーション能力、異なる言語や文化の違いを乗り越え、多角的な視野をもって自立的な思考を行い、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出す力等、グローバルな視野で活躍・行動するための資質・能力を育成する。

【取組の方向性】

- ・ 自らの国やふるさとを愛し誇りをもつとともに、他国の伝統と文化を尊重する態度を育成する。
- ・ 様々な場面において英語を使った活動の充実を図るとともに、外国語指導助手（ALT）等とのふれあいや対話等を通じて、国や文化の異なる人々と主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、豊かな語学力、コミュニケー

⁸ 1人1台端末については、その活用自体が目的ではなく、これまでの授業実践とICTとを最適に組み合わせ、学校教育における様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが重要である。そのためにも、研修等を通じて、教員が双方に必要な資質・能力を身に付けられる環境を整備・充実していくことが必要である。

⁹ 「教育の情報化に関する手引-追補版-」（令和2年6月 文部科学省）においては、インターネットの特性の一つである「信憑性」について、「インターネット上には誰でも情報を発信できるので、信用できない情報も多く、情報を取得する際には正しいかどうかを必ず確かめなければならないという感覚を身に付けさせることが重要である。」としている。

ション能力を育成する外国語教育に取り組む。

- ・ 国際交流や海外留学の促進を図り、異なる言語や文化の違いを乗り越え、多角的な視野をもって自立的な思考を行い、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出す力等を育成する。
- ・ グローバルな立場から社会の持続的な発展を牽引する人材となり得るグローバル・リーダーや、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成につながる取組の創出を図る。

⑤ 新たな価値を創造する教育の充実

複雑化・多様化する時代において、子どもたちが自らの人生や社会をよりよく変えていくため、一人一人が自分の身近なことから他者のことや社会の様々な問題に至るまで関心を寄せ、社会を構成する当事者として、自ら主体的に考え、課題を発見し、他者と協力・協働しながら、多様な知を培い持ち寄って課題を解決し、新たな価値を創造する力を育成する。

【取組の方向性】

- ・ 1人1台端末を積極的に活用しつつ、探究的な学びの過程を重視した教科等横断的な学習や探究学習の充実を図る。
- ・ 学校と地域が連携・協働しつつ、地域の具体的な課題等、実社会における課題解決にいかしていくための教科等横断的な学習の充実を図る。
- ・ 理数分野をはじめとして、魅力ある授業づくりや外部人材の活用等、興味・関心や意欲をより一層高めるための取組の充実を図る。
- ・ 高校においては、兵庫型「STEAM教育」¹⁰やSSH¹¹等の推進により、独創的発想と卓越した技術の知識をいかし、新たな価値の創造や課題解決への道を切り拓く社会のリーダーの育成や、先進的な理数教育の充実により、将来国際的に活躍し得る科学技術系人材を育成する。

⑥ 魅力と活力ある高校づくりの推進

「県立高等学校教育改革第三次実施計画」（令和4年3月）に基づき、社会の変化に柔軟に対応し「学びたいことが学べる魅力と活力ある学校づくり」を実現する。

【取組の方向性】

- ・ スクール・ミッション¹²に基づき、日々の教育活動の中で創意工夫に努め、特色ある取組を推進する。
- ・ 探究を軸とした普通科新学科の設置、特色ある学科や特色類型の改編等、各校の魅力・特色づくりを推進する。
- ・ 多様で活力ある教育活動を維持・発展させるため、発展的統合により、望ましい規模の確保を図るとともに、伝統と特色を継承・発展させた魅力と活力あ

¹⁰ STEAM (Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics) を総合的に学習し、実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科等横断的な学習。兵庫県においては、Englishにも重点を置いて取り組んでいる。

¹¹ 国において、将来国際的に活躍し得る科学技術人材の育成を図るため、先進的な理数系教育を実施する高校等を「スーパーサイエンスハイスクール」として指定し、理科・数学等に重点を置いたカリキュラムの開発・実践や課題研究の推進、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習等を支援している。本県においては、12校の県立学校が指定されている。

¹² 各校が育成をめざす資質・能力を明確にするために、設置者である兵庫県教育委員会が示す、各校の存在意義や期待されている社会的役割、めざすべき学校像。

る学校づくりに取り組む。

- ・ 入学者選抜制度・方法の工夫と改善を図る。

(2) 「豊かな心」の育成

複雑化・多様化した社会において、変化を前向きに受け止めながら、地域や社会、生活、人生をより豊かなものとしていくため、公共の精神、郷土の自然や伝統・文化の尊重、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、心の危機に気付く力、援助希求的態度等を育み、豊かな人間性を育成することが重要であるため、以下の事項に取り組む。

① 兵庫型「体験教育」¹³の推進

全国に先駆けて取り組んでいる兵庫型「体験教育」は、平成7(1995)年に発生した「阪神・淡路大震災」や平成9(1997)年に起きた「神戸連続児童殺傷事件」等も踏まえ、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識の醸成に加え、体験活動における試行錯誤の中で自己認識や自尊感情を高め、人間としての在り方や生き方を考えさせるなど、「心の教育」の充実を図ってきた。県民の参画と協働により、子どもの成長を地域社会全体で支える取組の象徴として実践してきたことや、各種の体験活動の経験は、その後の非認知能力等に関してよい影響を及ぼす可能性があることが期待される¹⁴ことも踏まえ、本県が大切にしてきた教育として推進する。

【取組の方向性】

- ・ 少子高齢化や人口減少社会の進行、社会のつながりの希薄化に加え、新型コロナウイルス感染症による体験活動への影響等により、これまでの取組が形骸化していく懸念があることから、それぞれの取組の意義を学校・家庭・地域等、社会全体で共有・発信し、その上で実施内容や在り方等について不断の工夫・改善を図りながら、取組の充実を図る。
- ・ 自然学校では、子どもたちが課題解決に向けて、自ら考え、模索し、やり抜こうとする態度を育成するとともに、自然や社会に直接触れることで、日常では経験できない「感動体験」や児童の「主体性」を育むプログラムを作成・実施するなど、質的向上を図る。
- ・ トライやる・ウィークでは、子どもたちが活動を通じて、ふるさとを愛し、社会的

¹³ 環境体験事業(小学3年生・平成19(2007)年～)、自然学校推進事業(小学5年生・昭和63(1988)年～)、青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～(中学1年生・平成18(2006)年～)、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」(中学2年生・平成10(1998)年～)、高校生地域貢献事業～トライやる・ワーク～(高校1年生・平成17(2005)年～)、高校生就業体験事業～インターンシップ推進プラン～(高校2年生・平成17(2005)年～)から成り、小学校から高校における各体験活動を、それぞれの発達段階を踏まえた目的・ねらいをもって、体系的に進めている。

¹⁴ 「21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)特別報告」(令和5年3月24日 文部科学省)において、以下の分析結果が示されている。

- ・ 小学校6年生時点で「自然体験」や「文化的体験」を経験することは、20歳までの時点における「自尊感情」、「精神的回復力」、「がまん強さ」、「精神的健康」のいずれに関しても、プラスの効果が見られた。
- ・ 小学校6年生時点で「社会体験」を経験することは、20歳までの時点における「精神的回復力」、「がまん強さ」、「精神的健康」のいずれに関しても(「自尊感情」に関しては20歳の時点においてのみ)、プラスの効果が見られた。
- ・ 小学校高学年の時期においても、意図的・計画的に体験活動の機会を充実させていくことで、子どもの非認知能力等の向上を図っていくことができる可能性がある。

自立に向け、地域の一員としての自覚を深められるよう、市町推進協議会等の活性化を図りつつ、コミュニティ・スクール等を効果的に活用するなど、学校・家庭・地域の連携を一層深めた取組を推進する。

② ふるさと意識を醸成する教育の推進

地域の自然・環境、歴史・伝統、産業・生活・文化等、地域のもつ豊かで多様な教育資源を活用しながら、ふるさと兵庫や日本を愛し誇りをもつ心を育て、地域の一員としての自覚を高めることは、地域の課題や将来を考え、よりよく変えていくことへの意思を育む上で重要である。また、希薄化していく地域における絆を高めていく上でも重要であることから、子どもたちが、人々とのふれあいを通じて、ふるさとのよさを知り、ふるさとの課題について理解を深めるとともに、解決策を考えるなど、郷土を知る取組を推進する。

【取組の方向性】

- ・ 子どもたちの兵庫への愛着を深めるため、身近にある自然・産業・歴史・伝統等についての知識や理解を深める取組を推進する。
- ・ 国際的な視野をもちながら、日本の歴史や文化に対する理解を深めるための歴史に関する教育の充実に取り組む。
- ・ 感謝の心やふるさとへの愛着心を育むため、子どもたちが地域の文化行事や伝統行事、ボランティア活動等に主体的に参加し、創意工夫しながら、地域の人々とのつながりを深めて地域の魅力を発見する取組を充実させる兵庫型「体験教育」を推進する。
- ・ 本県が誇る様々な伝統文化、伝統芸能、舞台芸術に触れる機会の充実を図るとともに、地域に根ざした行事への参画の促進や地域活性化策の具現化に係る取組を推進する。

③ 道德教育の推進

自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養う道德教育を推進する。

【取組の方向性】

- ・ 兵庫版道德教育副読本の活用や研修等を通じて、指導内容と指導方法の工夫・改善、指導力の向上を図り、「特別の教科 道德」はもとより、学校の教育活動全体を通じた道德教育に取り組む。
- ・ 兵庫版道德教育副読本の家庭での活用を推進するとともに、全県での協議会の設置や各地域での実践研究、研修等を通じて、学校・家庭・地域が連携した道德教育に全県的に取り組む。

④ 人権教育の推進

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するため、女性（男女共同参画等）、子ども（いじめ等）、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、拉致問題、多様な性等、人権に関わる課題の解決に向けた人権教育を推進する。

【取組の方向性】

- ・ 人権教育資料や人権啓発資料の活用、研修の実施等により、指導方法の工夫・改善、指導力の向上を図り、他者と共生する態度を育成する。
- ・ 地域における人権課題の解決に向け、人権課題の把握、学習活動や交流活動等を通じて、心と心が豊かにつながる地域づくりを推進する。

⑤ いじめへの対応

いじめは許されない行為であり、こころ豊かで安心・安全な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の課題である。いじめの問題はすべての子どもたちに関係するものであり、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであるとの認識のもと、いじめ防止対策推進法の理解に基づき、学校や家庭、地域、関係機関が一体となって、いじめの問題に取り組むとともに、決していじめをしない人に育つような教育に取り組む。

【取組の方向性】

- ・ 「兵庫県いじめ防止基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」に基づき、学校、家庭、地域、行政、関係機関が一体となって、組織的に、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図る全県的・地域的な連携体制をより一層強化する。
- ・ いじめは人権侵害行為であることを理解し、子どもたちが自他の生命、個性、人権等を尊重する姿勢や態度を身に付けるような教育に取り組む。
- ・ 子どもたち一人一人の個性の発見と、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支える発達支持的生徒指導の推進を通じて、コミュニケーション力、他者理解力、思いやり、共感性、人間関係形成力、課題解決力、市民性意識、人権意識等を身に付けるとともに、自己存在感や自己肯定感等を感じることができ、安心・安全で魅力ある学級・学校づくりを推進する。
- ・ 「生命尊重に関する教育」や「心身の健康の保持増進に関する教育」、「温かい人間関係を築く教育」等、自殺予防教育の下地づくりとして位置付けられる取組を進めながら、心の危機についての正しい知識と理解をもち、困ったときに相談できる援助希求的な態度がとれるよう、すべての子どもたちが「心の危機に気付く力」と「相談する力」を身に付けることをめざす。

⑥ 不登校への対応

不登校は、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであるとともに、将来にも長期にわたって影響を及ぼすとの指摘もあることから、不登校の子どもたちの教育機会の確保や相談体制の充実等、全県一丸となった不登校対策を、アセスメントに基づくPDCAサイクルにより不断の見直しや改善を行いながら強力に推進する。

【取組の方向性】

- ・ 国の不登校対策¹⁵を踏まえつつ、学校、地域、支援関係機関、行政が互いの役割を自覚し、相互に連携しながら、全県一丸となって不登校対策に取り組む。

¹⁵ 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)(令和5年3月31日 文部科学省)

- ・ 各学校で作成した「不登校対策支援プラン」の実践・検証・改善、子どもたちが「一人の人間として大切にされている」という自己存在感を実感する授業づくりや学校づくり、子どもたちがSOSを出す力を身に付ける教育の促進の充実を図るなど、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするため、「チーム学校」として、組織的・継続的な取組を推進する。
- ・ 地域の中で、不登校の子どもやその保護者が相談できる場や、不登校の子どもたちが学習できる場の提供等、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域での「つながりと居場所づくり」を広げる取組を推進する。
- ・ 学校と連携した不登校の子どもやその保護者への計画的な支援と情報共有等、支援関係機関の取組を強化し、「多様な学びの場」を確保する。
- ・ 子どもたちのSOSや些細な変化に気付くための全教職員を対象としたカウンセリングマインド研修の充実や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家の活用等により、「ケースに応じた効果的な支援」に取り組む。

⑦ 読書活動の充実

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることから、「ひょうご子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもたちに本への関心を高め、読書習慣の定着を図る。

【取組の方向性】

- ・ 幼・小・中・高・特別支援学校の発達段階等に応じた本に親しむ活動や読書習慣の定着・指導、学校図書館を活用した学習活動の充実を図る。
- ・ 家庭での読書の習慣付けの理解促進を図るとともに、公立図書館における子どもの読書活動の推進や学校図書館との連携、ボランティア団体やPTA等社会教育団体の活動の展開等、学校・家庭・地域との連携による読書活動を推進する。
- ・ 市町における「子どもの読書活動推進計画」策定の取組を支援するなど、子どもの読書活動に関する支援体制の充実を図る。

(3) 「健やかな体」の育成

子どもたちが生涯を通じて、生活習慣の確立や学校保健の推進等により、心身の健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成し、スポーツに継続して親しむ機会を確保できるよう、以下の事項に取り組む。

① 健康教育・食育の推進

生涯を通じて心身の健康を保持増進するための能力・態度を育成するとともに、複雑化・多様化する子どもたちの現代的な健康課題に対応するための体制と指導の充実を図る。また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、学習指導要領に基づき、学校教育活動全体を通じた食育を推進するとともに、学校給食における県産農林水産物の活用促進を図り、学校・家庭・地域との連携による食育の実践に取り組む。

【取組の方向性】

- ・ 感染症予防に関する保健指導や、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、がん教育、心の健康や性に関する指導等を通じて、子どもたちが生涯にわたり健康を保持増進する力や態度を育成する。
- ・ 健康診断や健康観察、健康相談等、様々な機会において、子どもたちの健康課題を早期に発見し、適切に対応するため、教職員、学校医、保護者、地域の専門機関等と連携した保健管理、保健組織活動等の取組を推進する。
- ・ 「生きた教材」である学校給食における地場産物の活用や、地場産物に関する学習、環境への負荷を低減する農業に対する理解等の取組を推進し、食生活が自然の恩恵や人々の様々な活動の上に成り立っていることについて理解を深めるとともに、生産者等への感謝の心を育む。

② 体力・運動能力の向上

幼児期からの運動遊びや、体力・技能の程度、性別や障害の有無等に関わらず、共に学ぶ体育活動等を通じて、運動好きな子どもや日常から運動に親しむ子どもを増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で明るく豊かな生活を営むことができる資質・能力を育成する。

【取組の方向性】

- ・ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の課題検証を行い、授業の改善や、体力アップサポーターの派遣等を通じて、子どもたちの体力・運動能力の更なる向上を図る。
- ・ アスリート等の外部人材の招へい等を通じて、スポーツの価値や効果、運動の魅力に触れる機会を確保し、生涯における運動・スポーツの習慣化を促進する。
- ・ 子どもたちが主体的に運動に取り組むなど、特色ある優れた取組の実践や、学校・家庭・地域が連携した取組を推進し、継続的に運動・スポーツに親しむ習慣や意欲を養う。

③ 部活動改革の推進

少子化の進行や、教職員の業務負担軽減等の課題がある中、子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保できるよう、持続可能で多様なスポーツ環境の整備を推進する。

【取組の方向性】

- ・ 国の方針¹⁶を踏まえ、部活動の地域移行に向けた実証事業や、合同部活動・部活動指導員派遣による地域連携等を進め、地域の実情や子どもたちのニーズに応じた、持続可能で多様なスポーツ環境を整備する。

(4) 社会的自立に必要な資質・能力・態度の育成

子どもたち一人一人が自己実現を果たし、社会において充実して生きられるよう、自己のみではなく、主体的に他者と協力・協働することの重要性も認識しながら、社会的・

¹⁶ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」(令和2年9月 スポーツ庁)

職業的自立に向けて必要な資質・能力・態度を育成するとともに、持続可能な社会の創り手として、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度や規範を養うため、以下の事項に取り組む。

① 兵庫型「キャリア教育」の推進

変化の激しい社会において、子どもたちが夢や希望をもって自分の未来を切り拓き、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するため、変化や失敗を恐れず、前向きに受け止め対応していく力と態度を育成するとともに、社会的・職業的自立の基盤となる「基礎的・汎用的能力」¹⁷を育成する。

【取組の方向性】

- ・ 兵庫版「キャリア・パスポート」及びキャリアノートの小・中・高一貫した活用等により、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的自立に向け、「基礎的・汎用的能力」の4つの能力を意図的・継続的・系統的に育成する。
- ・ 社会とのつながりや社会における自らの役割を考えることができるよう、家庭や地域と連携し、自然体験、社会体験、就業体験、ものづくり体験、産業現場における実習の実施等、社会に触れる機会の充実を図る。

② 社会的資質・能力の発達の支援

複雑化・多様化する社会において、様々な困難や課題を抱える子どもたちが増える中、子どもたちの発達や教育ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限に伸ばしていくため、一人一人が抱える個別の困難や課題に向き合い、「個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達」に資する重要な役割を有している、生徒指導等に取り組む。

【取組の方向性】

- ・ 国において改訂した生徒指導提要¹⁸を踏まえ、課題予防・早期対応といった課題対応の側面のみならず、すべての子どもたちを対象に、子どもたちが自発的・主体的に自らを発達させ、その発達を支えるような生徒指導の側面に着目した取組を推進する。
- ・ 子どもたち一人一人の課題に向き合い適切に対応するためにも、「チーム学校」として、校長のリーダーシップのもと、教職員や学校内外の多様な専門人材、地域と連携・協働しながら取り組む。

③ 主体的に社会の形成に参画する態度等の育成

持続可能な社会の創り手として、子どもたちが自らの人生や社会をよりよく変えていくことができるよう、自らが社会を形成する一員であるという認識をもち、主体的に行動する力を育成する。

¹⁷ 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる力で、キャリア教育で育成すべき4つの能力（「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」）のこと。

¹⁸ 生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）

【取組の方向性】

- ・ 地域の具体的な課題等、実社会における課題解決学習や、主権者教育、政治的教養の教育、消費者教育、金融教育、起業家教育（アントレプレナーシップ教育）¹⁹等、様々な教育活動を通じて主体的に社会の形成に参画する態度を育成する。
- ・ 校則の見直し等、子どもたちに関わるルール等の制定や見直しの過程に、子どもたち自身が関与することは、身近な課題を自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があることも踏まえ、子どもたちの主体性を育む取組を推進する。

（5）特別支援教育の推進

障害のある子どもの自立と社会参加に向けて、障害者権利条約や障害者基本法等に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層推進するため、「兵庫県特別支援教育推進計画」に基づき、以下の事項に取り組む。

① 連続性のある多様な学びの場における教育の充実

多様性を認め合い、包摂性のある共生社会の実現に向け、引き続きインクルーシブ教育システムを推進するため、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場における特別支援教育の推進・充実を図る。

【取組の方向性】

- ・ 本人・保護者の意向を最大限尊重した適切な就学先の決定や学びの場の柔軟な見直しを行うため、一人一人の教育的ニーズと必要な支援についての合意形成に向け、早期からの教育相談と校園内支援体制の充実を図る。
- ・ 通常の学級等において、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた合理的配慮の提供について理解促進を図るとともに、一人一人の違いや多様性を認め合える学校園経営・学級経営に取り組む。
- ・ 特別支援学校に在籍する子どもが同世代の地域の仲間と共に学び、居住地とのつながりを維持・継続し、更に深めていけるよう、副籍を活用した居住地校交流の充実を図る。
- ・ LD、ADHD等により学習上・生活上の支援を必要とする子どもが、地域において専門性の高い通級による指導を受けられるよう、高校においても引継事項をいかし、将来を見据えた連続性のある指導を行う。
- ・ 特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応力の向上に向け、すべての教職員を対象に学習上・生活上の支援の工夫や合理的配慮の提供に関する研修等の充実を図る。
- ・ 障害のある子どもの自立と社会参加に向けた主体的な取組の促進を図ると

¹⁹ 急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材の創出のための教育の総称。

ともに、個別の教育支援計画等を活用した、体系的・系統的なキャリア教育に取り組む。

- ・ ICTの効果的な活用による自立活動の指導の充実を図るとともに、在宅就労等の新たな働き方に対応した多様な進路選択の実現を推進する。
- ・ 障害の状態や特性、学校や地域の実情等に応じた課題に対応できるよう、教育環境整備の充実を図る。

② 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実

障害のある子どもが、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、教育、家庭、保健・福祉、医療、労働、地域住民等との連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実を図る。

【取組の方向性】

- ・ 小・中学校等を含めたすべての学校における医療的ケアの安全な実施に向け、医療関係機関等と連携した実施体制の整備を推進する。
- ・ 障害のある子どもの安心・安全の確保と一貫した支援を図るため、学校・家庭と、放課後等デイサービス事業所等の福祉との一層の連携を推進する。
- ・ 障害のある子どもの自立と社会参加に向け、一人一人のニーズに応じた進路の実現をめざすため、企業等への理解促進と就労支援体制の充実を図る。
- ・ 多様な人々が共に生きる社会の実現をめざし、障害のある子どもが卒業後も生涯を通じて、地域社会の中で活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、積極的に文化芸術やスポーツに触れる機会を提供するとともに、県民に向けた理解啓発を促進する。

(6) 幼児期の教育の充実

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。また、気付き、やりぬく力、人と関わる力等の非認知能力等を身に付ける上でも重要である。そのため、幼児の発達の特長や個々の課題に応じた質の高い教育・保育を提供するとともに、幼児教育と小学校教育を円滑に接続するため、幼保小はもとより、家庭、地域、関係団体等、子どもに関わるすべての関係者が連携・協働し、以下の事項に取り組む。

① 幼児期における教育の質の向上

幼児教育は、幼稚園、保育所、認定こども園といった幼児教育施設だけではなく、家庭、地域等で幼児が関わる遊びや生活のあらゆる場面において行われるものであり、それらすべてを通じて、健やかな育ちをめざし、質の高い教育を行う。

【取組の方向性】

- ・ 3要領・指針²⁰について、研修等を通じて関係者の理解を深め、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」²¹を踏まえた指導を工夫するなど、幼児教育施

²⁰ 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領

²¹ 健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量や図形、標識や文字等への関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現であり、幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通じて資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿。これらは到達目標ではなく、幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特長に応じて育っていくものである。

設における教育内容や指導方法の工夫・改善・充実を図る。

- ・ 幼児教育は、多様な環境を通じて行う教育を基本としており、幼児を取り巻く環境のすべてが教材となり得ることを踏まえ、体験活動の充実に取り組む。
- ・ 幼児の発達や幼児への関わり方等に対する保護者の理解、親子や親同士の交流が深められるよう、家庭・地域との連携・協働による家庭教育への支援に取り組む。

② 幼保小の協働による架け橋期の教育の充実

幼児期は遊びを通じた学びにより小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていく視点で取り組むことが必要であることを踏まえ、「架け橋期」²²の教育の充実を図る。

【取組の方向性】

- ・ 幼児教育施設で育まれてきた資質・能力を、小学校教育を通じて更に伸ばしていくため、幼児教育施設と小学校の教職員が子どもたちの成長や互いの教育について共通理解し連携を深め、接続期の保育・教育の在り方に関する実践研究を実施するなど、接続期のカリキュラムの普及及び改善・充実を図る。

(7) 高等教育(大学)の推進

予測困難な時代にあって、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成し、学修者が自らの可能性を最大限に発揮するとともに、多様な価値観や文化的背景をもつ人材が協働して、地域の発展はもとより、社会が直面する課題の解決に貢献する教育を行い、社会と世界に貢献していく大学となれるよう、県立大学においては、以下の事項に取り組む。

① グローバル社会で活躍できる人材の育成

グローバル社会の到来等、急速な社会経済の変化に対し、グローバルな立場から社会の持続的な発展を生み出す人材として、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として捉え、社会経済的な課題解決に参画するグローバル・リーダーや、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する。

【取組の方向性】

- ・ 英語によるコミュニケーション能力に加え、自らの考えを積極的に発信し、広い視野をもって新しい価値を創造できる力の育成に向けた教育を推進する。
- ・ 海外留学、海外からの留学生や研究者の受入推進等、国際交流の充実を図る。

② 地域のニーズに応える専門人材の育成

地域が持続的に発展していくためには、その地域への愛着・誇りをもつとともに、

²² 幼保小という異なる施設類型や学校種にまたがる5歳児から小学校1年生までの2年間で「架け橋期」と称して、当該時期の教育の重要性について、幼保小はもとより、家庭や地域をはじめ、子どもに関わるすべての関係者に幅広く訴えることを目的とした言い方。(令和5年2月27日 中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会)

地域の課題解決に主体的に参画する人材の育成や、イノベーションの創出、各地域における産業振興等が重要であることから、大学と地域、産業界等が連携した取組を推進する。

【取組の方向性】

- ・ 地域の特色をいかした連携教育の推進や、社会人を対象とした大学院における高度なリカレント教育の充実等により、地域課題の解決と地域の活性化に貢献できる人材を育成する。

③ 高度な専門性を有する人材の育成

第4次産業革命の進展や超スマート社会（Society5.0）の到来等、社会全体がパラダイムシフトに直面する中、世界が直面する課題の解決に貢献するよう、高度な専門性を有する人材を育成する。

【取組の方向性】

- ・ 学部、大学院の改革を推進し、急速なグローバル化や高度情報化社会等の進展に対し、人工知能（AI）やビッグデータ、デジタルトランスフォーメーション（DX）やグリーントランスフォーメーション（GX）等の高度な専門性を有する人材の育成を図るなど、社会の変化に的確に対応した魅力ある教育研究を展開する。

（8）私学教育の振興

建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育を展開し、公教育の一翼を担う私立学校は、本県の教育において重要な役割を果たしており、個性豊かで魅力ある学校づくりが期待されている。加えて、専修学校・各種学校は、実践的な職業教育・技術教育等を行う教育機関であるとともに、地域人材の育成、リカレント教育にも貢献していることから、以下の事項に取り組む。

① 私立幼稚園・小学校・中学校・高校の教育への支援

私立幼稚園・小学校・中学校・高校における教育環境の維持・向上や保護者等の経済的な負担軽減を図るほか、特色ある教育活動・魅力向上に向けた取組を支援する。

【取組の方向性】

- ・ 学校教育に求められるものが多様化する中、特色ある教育を行う私立学校の独自性を尊重しながら経常費補助等の支援を行い、学校運営の安定化や教育環境の維持・向上を図る。
- ・ 国の就学支援金や県独自の授業料軽減補助等による修学支援を行うことにより、保護者等の経済的な負担軽減を図り、生徒の就学機会を確保する。

② 私立専修学校・各種学校の教育への支援

私立専修学校・各種学校における適正な運営体制の確保や保護者等の経済的な負担軽減を図るほか、特色ある教育活動・魅力向上に向けた取組を支援する。

【取組の方向性】

- ・ 実践的・専門的な職業技術教育又は地域に根ざした特色ある教育を行う専修学校及び各種学校について、教育環境の維持・向上や、多彩な教育活動等の展開に向けた取組を支援する。
- ・ 国の就学支援金や高等教育無償化による授業料・入学金減免等による就学支援を行い、保護者等の経済的な負担軽減を図り、生徒の就学機会を確保する。

(9) 人生100年を通じた学びの推進

人生100年時代においては、県民誰もが、生涯にわたって学び続けられる機会の確保とともに、意欲をもって知識と知恵をアップデートし続け、スキルを身に付けるなど、自らの可能性を最大限に伸ばし、学びの成果を社会の様々な場面で発揮できる社会を形成することが求められている。加えて、県立美術館・博物館等の社会教育施設の活動等を充実させるとともに、生涯を通じた文化芸術活動の充実や文化財の適切な保存・活用、人生を健康にいきいきと過ごすための運動・スポーツを推進すべく、以下の事項に取り組む。

① 生涯学習・社会教育²³の振興

県民一人一人が生涯にわたって主体的に学び続けることができるよう、社会の変化に対応して年齢を問わず必要となる基礎的なスキルの習得のための学習や、自己実現を図る上で必要となる学習等、リスキリング²⁴やアップスキリング²⁵を目的としたリカレント教育²⁶も含めた県民の多様な生涯学習の機会や場の充実を図る。

また、地域住民自身が主体的に学ぶ意思をもち、教え学び合う当事者となり、その学習成果が地域コミュニティづくり、地域課題の解決を図るための活動に還元されるよう、社会教育を支える人材の養成、指導者の資質向上を図るとともに、行政、NPO（非営利団体）、大学、企業等の多様な主体との連携・協働により、地域創生に向けた社会教育の振興を図る。

【取組の方向性】

- ・ すべての県民が大学・専修学校や高齢者大学講座等の様々な施設・講座において、成人や高齢者等それぞれのライフステージに応じた学びを通じた主体的なキャリア形成を図ることができるよう、現代に必要な学習課題や学習ニーズを踏まえた生涯学習の機会と場の充実を図る。

²³ 教育基本法第3条では、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切にいかすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されている。生涯学習は、社会教育や学校教育を通じた意図的・組織的な学習はもちろん、個人の学習や様々な活動から得られる意図的ではない学習も含む幅広い概念である。

その中で、社会教育は、社会教育法第2条において、「学校のエデュケーションとして行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」と定義されており、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とするものであり、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果をいかす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすべきものである。（中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）（平成30年12月21日）」より）

²⁴ 現在の職務の延長線上では身に付けることが困難な時代のニーズに即した能力・スキルを身に付けること。

²⁵ キャリアチェンジを伴わずに現在の職務を遂行する上で求められる能力・スキルを追加的に身に付けること。

²⁶ 学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事や社会で求められる能力を磨き続けていくこと。

- ・ 大学や専修学校をはじめ、様々な施設・講座において、個々人のニーズに応じてリカレント教育を受けられる機会や内容の充実を図る。
- ・ 世代を超えて互いに交流しながら、地域、暮らし及び生きがいを共に創り、高め合う「地域社会」を実現するための活動を通じて、各自が成長していくための環境の整備を図る。
- ・ 社会教育指導者や社会教育関係職員の研修等、社会教育を担う人材の養成・活躍機会の拡充を図る。

② 社会教育施設の充実

社会教育施設は、人が育ち、つながれる場所として、学習手法や学習領域等における豊富な蓄積と、貴重な教育財産を有し、地域における社会教育、地域の教育力の向上の拠点として重要なものである。

社会教育施設がその役割を果たし、高齢者や障害者、子育て世代、子ども等、県民誰もが、美術館や博物館等の社会教育施設を楽しめ、一層利活用することができるよう社会教育施設の充実を図る。

【取組の方向性】

- ・ 県民の多様な学習ニーズに対応するため、特別展や企画展等の展示や各種講座、オンラインコンテンツ等の充実を図り、利用者の満足度の向上に取り組む。
- ・ 多様な学習ニーズに対応するための調査研究の推進や学びのプログラムの提供等学習機会の充実を図る。
- ・ 「ひょうごプレミアム芸術デー」²⁷の取組の拡大や、障害のある方や子育て世代等、誰もが楽しめる取組の推進を通じて、県民が芸術文化に触れる機会の充実を図る。
- ・ 社会教育施設の魅力を伝える広報活動の積極的な展開を図るとともに、外部資金の積極的な獲得を図る。

③ 文化芸術の振興と文化財の保存・活用

芸術文化は豊かな人間性を育て、想像力や感情移入の能力、表現力を育むなど人間が人間らしく生きるための糧となるものである。とりわけ本県では、阪神・淡路大震災において、傷ついた人々の心を芸術文化が癒やし、元気付け、復興への意欲を生み出す大きな原動力となった経験から、芸術文化が県民の暮らしに欠くことのできない基本的な公共財であることを強く再認識し、文化芸術の振興を図る。

また、本県は、風土の異なる「旧5国」から成っており、それぞれの地域には独自の多彩な歴史や文化が育まれている。この多様な自然・風土を保有する本県が育んできた豊かな歴史文化遺産を保存し、後世に伝えとともに、それらを活用することにより、伝統の息づく新たな地域文化を創造する取組を推進する。

【取組の方向性】

- ・ 「芸術文化振興ビジョン」に基づき、若手芸術家の発掘・育成、アウトリーチ

²⁷ 誰もが芸術文化に親しみ、楽しんでもいただける取組を拡げていくため、7月の1週間、県立の美術館や博物館等を無料開放する「ひょうごプレミアム芸術デー」を令和4(2022)年度から実施。

活動の推進、本物の芸術文化に親しめる環境の充実、芸術文化資源を通じた地域の活性化等、更なる振興に向けた取組を推進する。

- ・ 「兵庫県文化財保存活用大綱」及び市町における「文化財保存活用地域計画」²⁸に基づき、歴史文化遺産の保存・整備とともに、民俗芸能公開事業等による地域への愛着の醸成や地域住民の心のよりどころとなる歴史文化遺産を継承していくことに対する理解の促進、地域振興や地域学習における積極的な活用等により、文化財に触れる機会の充実を図る。
- ・ ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）の養成等により、歴史文化遺産を後世に継承するための人材を確保する。
- ・ 文化遺産をいかした地域活性化に取り組むため、本県を語る上で欠くことのできない歴史上のテーマや、重要で広域的な課題について体系的な調査研究を実施する。

④ 「する・みる・ささえる」スポーツへの参画

すべての県民がスポーツを通じて楽しさや感動を分かち合い、共に支え合う兵庫のスポーツ文化を確立し、一人一人が健康で、いきいきと暮らす社会「スポーツ立県ひょうご」を実現する。

【取組の方向性】

- ・ 「兵庫県スポーツ推進計画」に基づき、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基盤をつくる「子ども・ユーススポーツの推進」、すべての県民がスポーツに親しむ「生涯スポーツの推進」、国内外でトップアスリートが活躍する「競技スポーツの推進」、スポーツを通じた共生社会を実現する「障害者スポーツの推進」の4つを柱に、「する・みる・ささえる」スポーツへの参画に係る取組を推進する。

²⁸ 各市町において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プラン。

基本方針2 すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築

(1) 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進

障害や不登校をはじめ、日本語指導が必要な外国人の子どもたち、特異な才能、複合的な困難等の様々な事情・背景により多様な教育ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えて、社会的包摂の観点から「個別最適な学び」の機会を確保するとともに、すべての子どもたちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う「協働的な学び」の機会を確保することが重要である。

加えて、一人一人の生き方、能力、適性を考え固定的な性別役割分担意識²⁹等にとらわれずに、主体的に進路や職業等を選択する能力・態度等を身に付けられるよう、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばす教育の実現が重要である。

これらの実現には、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の払拭や、いわゆる「同調圧力」から脱却することが不可欠であり、それは学校のみならず社会全体で重視していくべきことに留意しつつ、以下の事項に取り組む。

① 特別支援教育の推進（再掲）

② 不登校児童生徒への支援（再掲）

③ 多様な教育ニーズへの対応

障害や不登校をはじめ、日本語指導が必要な外国人の子どもたち、特異な才能、複合的な困難等の様々な事情・背景により多様な教育ニーズのある子どもたちに対して、一人一人の課題に応じ、適切に対応する。

【取組の方向性】

- ・ 様々な事情・背景により多様な教育ニーズのある子どもたちが安心して教育を受けられるよう、多様な学び場の確保・充実に取り組む。
- ・ 様々な事情・背景により多様な教育ニーズのある子どもたちに対応する観点からも、ICTも活用しつつ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る。
- ・ 様々な困難や課題を抱える子どもたちに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した「チーム学校」による、早期発見・早期対応や関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制の充実を図る。
- ・ 日本語指導が必要な外国人の子どもたちを支援するため、日本語指導に関わる支援員の配置や派遣の充実、教員研修の実施、教育相談等に取り組む。

④ 男女共同参画の視点に立った教育の推進

性別にとらわれることなく、個性や能力を発揮できる環境を構築し、誰もが互いに支え合い、穏やかに安心して暮らすことのできる社会を実現し維持していくた

²⁹ 「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(令和2年12月25日閣議決定)においては、男女共同参画について、「依然として社会全体が変わるまでには至っていない。(中略)背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があることが挙げられる。このような意識や固定観念は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在する。国民の意識が変わり固定観念にとらわれなくなること、女性も男性も一人一人が、お互いを尊重しながら、長い人生の中で主体的で多様な選択をでき、自分らしく生きられることにつながる」としている。

め、人権尊重や男女共同参画についての理解を深める取組を推進する。

【取組の方向性】

- ・ 男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参画することの重要性、一人一人の生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれず主体的に多様な進路を選択することの重要性等についての指導を推進する。
- ・ 子どもたちの最も身近な存在である教職員が、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払拭し、男女共同参画の理念を理解し推進できるよう研修の実施等に取り組む。

(2) 学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進

子どもたちの豊かな学びの推進や自分らしく安心して活動できる居場所づくり等のためには、学校・家庭・地域が連携・協働することが重要である。その際、家庭教育は、すべての教育の出発点であることを再認識し、その上で、家庭環境の多様化に伴う家庭における教育上の課題を解決する視点が重要である。

加えて、地域の教育力を高めていく上では、地域住民が共に学び、地域コミュニティ形成の営みという性格を強く有している社会教育の役割の重要性や、子どもたちが地域活動へ参画するなど、若い世代の参画の重要性を再認識した上で、以下の事項に取り組む。

① 家庭の教育力の向上

家庭は、子どもの教育について第一義的責任を有しており、家庭でのふれあいは、子どもが、基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナー等を身に付けていく上で、重要な役割を果たしている。家庭同士や学校、地域等の交流や協働を通じて学びを積み重ね、親が親として成長しながら子どもと向き合いつつ、子どもの豊かな成長を支えていけるよう、家庭の教育力の向上を図る。

【取組の方向性】

- ・ 家庭環境の多様化に伴う家庭における教育上の課題や悩みを社会全体で受け止めながら、家庭教育の重要性についての啓発、子育ての悩み・不安の解消、親が親として成長するための学びの支援、相談体制の充実等、家庭教育の支援に取り組む。

② 地域の教育力の向上

地域社会において、子どもたちが多様な学びや交流により豊かに成長していくため、学校と地域の相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、相互に育ち合いながら、地域の教育力の向上を図る。その際、子どもたちも、積極的に地域に関わり、貢献していくことで、地域から支えられるだけでなく、地域の一員としての当事者意識をもち、これからの地域の担い手として活躍することが期待される。

【取組の方向性】

- ・ 地域全体で子どもたちを育てる環境づくりを推進するため、地域における子

育て家庭の支援や放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所を確保する体制を構築するとともに、連携を円滑に進めるコーディネーター機能の充実を図る。

- ・ 学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と、学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な実施を推進するなど、学校・家庭・地域が連携・協働して、相互に育ち合いながら、「地域とともにある学校」づくりを推進する。特に、県立学校においては、「兵庫県版コミュニティ・スクール」の拡充を図るなど、学校が推進する特色ある教育を地域社会が応援する仕組みの構築をめざす。

(3) 子どもの育ちを社会全体で支える取組の推進

学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保は、子どもたちの学びを支え、自己肯定感を育む上で重要である。また、一人一人が子どもたちの成長に関わる教育の当事者であるという意識をもち、社会総掛かりでの教育を実現するため、子どもたちの創造的な活動等を支援する取組の推進や、賛同する活動への寄附も含め、様々な形で貢献したいと思うような機運を醸成していくことが重要である。

加えて、地域の大人たちや企業・団体がこれまで以上に教育に関わりやすくするとともに、学校・家庭・地域の取組に保護者が積極的に参画することができるという観点からも、社会全体で働き方改革やワーク・ライフ・バランスを推進すべく、以下の事項に取り組む。

① 子どもたちの創造的な活動等を支援する取組の推進

県民が、学校教育をはじめ「教育」の重要性を改めて理解し、お互いに支え合い協力しながら、子どもたちの創造的な活動等を支援する取組を推進する。

【取組の方向性】

- ・ 学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と、学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な実施を推進する。
- ・ 本県が全国に先駆けて推進してきた兵庫型「体験教育」や、地域との協働活動、部活動等においては、多様な企業・団体・地域人材の参画により、学校や地域での子どもたちの豊かな学びや成長を支えてきたことも踏まえ、改めて、その意義を強く発信し、多様な担い手の協働・参画を得る取組を推進する。
- ・ 「教育推進月間」の発信強化・活用の推進等、教育への関心を高め、次代を担う子どもたちの教育に関する取組を県民全体で推進し、様々な形で貢献できるような機運を醸成する。

② 働き方改革・新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの推進

社会総掛かりでの教育を実現するため、保護者をはじめ、県民が、学校・地域の取組等に参画できる機会を確保する。

【取組の方向性】

- ・ リモートワークやテレワークは、時間や場所を有効に活用できる働き方であり、ウィズコロナ・ポストコロナにおける新たな働き方として推進されている中、学校・家庭・地域における教育に保護者をはじめ大人が関わりをもてるようになるためにも有益なものである。また、ワーク・ライフ・バランスは、保護者や地域の大人が平日の昼間等でも学校や地域の活動に参画し、相互に理解し、育ちつながり合えるようになれるという観点からも重要なものであることから、そのような視点からも、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革を推進する。

(4) 関係機関等との連携の強化

いじめ、不登校、障害、児童虐待、性犯罪・性暴力³⁰、ヤングケアラー³¹、貧困等、子どもたちが抱える困難や課題が多様化・複雑化している中、誰一人取り残されない支援や教育環境を提供していくことは不可欠である。加えて、教育データを効果的に利活用することで、困難や課題を抱える子どもたちの早期発見・早期対応が可能となることが期待されることも踏まえ、以下の事項に取り組む。

① 関係機関等との連携の強化

子どもたちが抱える困難や課題が多様化・複雑化している中、学校と関係機関との連携や、学校外の多様な支援体制の確保等、子どもたちを取り巻くあらゆる環境を視野に入れた体制を構築する。

【取組の方向性】

- ・ 様々な困難や課題を抱える子どもたちに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した「チーム学校」による、早期発見・早期対応や関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制の充実を図る。
- ・ 学校と行政の各部局、福祉機関、医療・保健機関、警察・司法等とが連携し、相互に協力・補完し合いつつ、真に支援が必要な子ども・家庭の発見や、ニーズに応じた支援につなげる。
- ・ NPO（非営利団体）や企業、地域団体等との連携・協働により、学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図り、学びの多様化や地域等と一体となった活動を推進する。

② 教育データ利活用に関する研究

教育データの利活用に関しては、法令等において明確な定義がなく、多義的・広範であり、様々な分類が可能であるが、「すべての子どもたちの可能性を最大限に引き出す」「誰一人取り残されない」ことに資することが期待されていることから、

³⁰ 「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月30日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）においては、①生命（いのち）の尊さや素晴らしさ、②自分を尊重し、大事にすること（被害者にならない）、③相手を尊重し、大事にすること（加害者にならない）、④一人一人が大事な存在であること（傍観者にならない）、について教育・啓発活動が必要であり、学校等において「生命（いのち）の安全教育」を推進することが求められている。

³¹ 「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」（令和3年5月17日 ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム）においては、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、その心身の健やかな育ちのためには、関係機関・団体等がしっかりと連携し、ヤングケアラーの早期発見・支援につなげる取組が求められている。

利活用に向けた取組を推進する。

【取組の方向性】

- ・ 国³²において、教育データを、①児童生徒（学習者）に関するデータ（学習履歴や生活・健康面に関するデータ）、②教員の指導・支援等に関するデータ、③学校・自治体等に関するデータ（行政データ）に分類し、利活用に向けた検討がなされていることも踏まえ、その状況を注視しつつ、「個別最適な学び」の実現や困難や課題を抱える子どもたちの早期発見・早期対応に向けて、取組事例の収集や課題の整理、利活用の具体的な方策等について研究を行う。

（5）子どもたちの安心・安全の確保

学校のみならず、保護者や地域、関係機関とも連携・協働しつつ、子どもたちが日常において、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、主体的に判断して行動する力や共生の心を育成するとともに、新たな感染症の流行や災害等、不測の事態が生じた際の子どもたちの学びの保障に取り組むため、以下の事項に取り組む。

① 安全教育の推進

学校における活動中の事故や登下校中における事件・事故、犯罪等、子どもたちの安心・安全を脅かす様々な事案が顕在化していることも踏まえ、日常における子どもたちの安心・安全の確保を図る。

【取組の方向性】

- ・ 教育活動全体を通じ、自らの命を守り抜き、安心・安全な生活や社会を実現するために、防犯や交通安全等を通じて、自ら適切に判断し主体的に行動する態度を育成する。
- ・ 家庭、地域、関係機関との連携・協働による学校安全を推進する。
- ・ 学校における取組事例の普及や研修の実施、アドバイザーの派遣等、学校の取組を支援する。

② 「兵庫の防災教育」の推進

阪神・淡路大震災から四半世紀が経過する中で、震災の記憶が風化することを防ぐとともに、その経験と教訓を活かし、南海トラフ巨大地震や多発する自然災害に備えるため、主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成する「兵庫の防災教育」を推進する。

【取組の方向性】

- ・ 新任教職員への研修、防災に関する専門性の高い教職員の養成、震災・学校支援チーム（EARTH）の訓練・研修等を通じて、教職員の対応力の向上を図る。

³² 「教育データの利活用に関する有識者会議 論点整理（中間まとめ）」（令和3年3月 文部科学省 教育データの利活用に関する有識者会議）

- ・ 防災教育副読本「明日に生きる」の活用・改訂、指定校³³における実践的な授業の推進、取組事例の県内への普及等を通じて、学校の防災教育、防災体制の充実を図る。
- ・ 「高校生等防災ジュニアリーダー」の育成等を通じて、高校生等が災害に関する知識を学ぶ機会を設けるとともに、学んだ成果を被災地でのボランティア活動等においていかすなど、支援者としての視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識の向上や態度を育成する。

③ 学校の危機管理体制の向上

子どもたちの安全を確保するため、各学校において、全教職員が共通の認識のもとで生活安全・交通安全・災害安全の各領域の危機管理における役割等を明確にするとともに、生命を守り安全を確保する体制を確立する。

また、今後、新たな感染症の流行や災害等の不測の事態が生じた際にも、学校や設置者が学校教育活動を継続し、子どもたちの学びを保障していけるよう備える。

【取組の方向性】

- ・ アセスメントに基づいたPDCAサイクルを通し、危機管理マニュアル等の継続的な見直しを行うとともに、校内研修等を通じて全教職員が共通に理解するよう取り組む。
- ・ 新型コロナウイルス感染症における対応事例の収集・整理や、非常時における端末の持ち帰り学習の準備等に継続的に取り組む。

³³ 本県においては、毎年、学校防災体制推進校、学校防災授業実践校を指定し、学校防災アドバイザーの助言等を受け、防災教育や防災体制の充実を図っている。

基本方針3 安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実

(1) 教育DXの実現に向けた教育の情報化の推進

ICTやAI等の技術革新が飛躍的に進化するSociety5.0時代を生きていくためには、時代の変化とともに成長しつつ、そのような時代を創造していく力と意思を育てていくことが不可欠である。そのためには、学校教育において、ICTの活用が「日常化」するよう取り組むとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることが重要である。また、教育データを効果的に利活用することで、そのような学びの実現や、困難や課題を抱える子どもたちの早期発見・早期対応が可能となることが期待されることも踏まえ、以下の事項に取り組む。

① 1人1台端末の活用推進

「GIGAスクール構想」や高校におけるBYOD³⁴の導入により、学校において子どもたちの1人1台端末の環境が整備された。1人1台端末を活用し、新しい時代に求められる資質・能力の一つである「情報活用能力（情報モラル含む）」の育成をはじめ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り「主体的・対話的で深い学び」の授業実践を実現する。

【取組の方向性】

- ・ 各教科の特質や、探究的な学習等、活用の場面にも留意しつつ、小学校から高校まで一貫して1人1台端末の活用を「日常化」とするとともに、効果的な活用がなされるよう、教員のICT活用指導力の向上やデジタル教材等のコンテンツの充実、ICT環境の整備・充実に取り組む。
- ・ 高校においては、BYODにより、学校に限らず家庭でも同環境で端末を用いた学習が行え、学びの広がりや深化が期待できることから、積極的な活用を進める。

② 情報活用能力（情報モラルを含む）の育成（再掲）

③ 教員のICT活用指導力³⁵の向上

1人1台端末の活用は、すべての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るために必要不可欠なものであることから、教育分野におけるICT活用の意義や必要性を改めて共有しつつ、教員一人一人のICT活用指導力の向上を図る。

【取組の方向性】

- ・ 研修等を通じて、ICTの活用の「日常化」を促進するとともに、教員のICT活用指導力の向上を図る。研修機会の拡大と内容の充実を図るため、外部人材の活用や、企業、大学等との連携を促進するとともに、取組事例の普及等に取り組む。
- ・ 教員が校内研修も含め積極的に研修等に参加し研鑽を深められるよう、研

³⁴ BYOD (Bring Your Own Device) は、家庭から自己の端末を持ち込むこと。

³⁵ 「教材研究・指導の準備・評価・校務等にICTを活用する能力」「授業にICTを活用して指導する能力」「児童生徒のICT活用を指導する能力」「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」の4つの大項目で構成されている。

修受講の奨励や働き方改革の推進による時間の確保等に取り組む。

- ・ 学校間、地域間の差を縮小させ、県内のすべての子どもたちが1人1台端末を効果的に活用した学びが実現できるよう、研修をはじめ、「兵庫県教育の情報化推進協議会」の設置や、課題の共有、取組の好事例の普及等により、全県一体となって「GIGAスクール構想の実現」に取り組む。

④ 校務改善と教育環境充実に向けたICT環境の整備・充実

1人1台端末の活用を「日常化」とするとともに、効果的な活用がなされるよう、校務・業務の効率化等、働きがいのある学校づくりを進めるため、円滑・安全なICT環境の整備・充実を図る。

【取組の方向性】

- ・ クラウドバイデフォルト等、今後のICT環境整備に係る国の議論³⁶も注視しつつ、大型提示装置、学習者用・指導者用コンピュータ、無線LAN等を整備推進するとともに、通信環境の強化を図るなど、ICTを最大限活用できる環境の整備推進に取り組む。
- ・ 働きがいのある学校づくりを進めるため、校務・業務のデジタル化を図り、教職員が積極的にICTを活用できるよう、更なる整備推進に取り組む。

⑤ 教育データ利活用に関する研究(再掲)

(2) 修学環境の整備・充実

子どもたちの安心・安全を確保しつつ、質の高い学びや快適な学校生活を送る環境を実現するとともに、すべての子どもたちが未来に希望をもち、家庭の経済事情によって「学び」が止まることがないように、以下の事項に取り組む。

① 安心・安全な教育環境整備の推進

学校施設の老朽化対策の実施や学校環境の整備充実を図り、安心・安全で快適な学校生活を送る環境を実現する。

【取組の方向性】

- ・ 老朽化が進行している県立学校施設について、「県立学校施設管理実施計画」に基づき、学校施設の長寿命化改修等を計画的に実施する。
- ・ 選択教室や避難所指定体育館の空調整備、発展的統合校の特色づくり等、環境改善を計画的に実施する。
- ・ 授業や部活動等で使用する備品・用具等の整備を学校の特色に応じて集中的に実施する。

② 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

学習機会の確保を図るため、様々な困難や課題を抱える子どもたちに対する就学支援等を実施する。

³⁶ 中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会等

【取組の方向性】

- ・ 家庭の教育費負担を軽減するため、就学支援金等を支給する。
- ・ 経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金等を貸与する。
- ・ 家計急変等により就学が困難となった生徒に対し、就学支援を行う。

(3) 教職員の資質・能力の向上

教育現場は、日々子どもたちに向き合う教職員の熱意と努力に支えられている。教職員を取り巻く環境が厳しさを増す中で、「教育は人なり」のもと、志ある優れた素養と資質・能力を備えた魅力ある人材を確保・育成し、子どもたちに「在りたい未来」を創造していく力を育むことができるよう、以下の事項に取り組む。

① 質の高い人材の確保、資質・能力の向上

子どもたちが抱える困難や課題が多様化・複雑化していることへの対応や、新しい時代に求められる資質・能力の育成、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、「主体的・対話的で深い学び」の授業実践等、様々な対応が求められている。このような要請に応えていくためにも、不断に資質・能力の向上を図っていくことが必要であるとともに、顕在化している教員不足の問題へ対応していく必要があることから、質の高い人材の確保及び資質・能力の向上を図る。

【取組の方向性】

- ・ 国が進める³⁷「学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進」を踏まえた対応を的確に行う。
- ・ 専門性はもとより、様々な教育課題に適切に対応できる教員を安定的に確保するため、教員の魅力発信に加え、人間性や資質の重視、教員経験者や多様な人材の確保等、採用試験の工夫・改善による優れた人材の安定的な確保を図るとともに、講師登録人材バンクの充実等、幅広い人材発掘に取り組む。
- ・ 学校教育を取り巻く環境の変化に応じて、研修や日々の学習活動等、様々な機会を捉えて、新たな知識・技能等を身に付けられるよう、「兵庫県管理職・教員資質向上指標」及び「兵庫県教職員研修計画」に基づき、教職員のキャリアステージ・能力・適性に応じた体系的な研修を実施するとともに、研修履歴を活用した教職員の研修受講を奨励する。

② 意欲と能力が最大限発揮できる指導・運営体制の整備・充実

新しい時代の教育を実現するため、国、県、市町、各学校等、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たしながら、持続可能な指導・運営体制が構築できるよう、整備・充実を図る。

【取組の方向性】

- ・ 国が進める「学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進」を踏まえながら、多様な子どもたち一人一人の状況に応じたき

³⁷ 「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（諮問）」（令和5年5月22日 中央教育審議会）

め細かな指導や、専門性の高い教科指導等による教育の質の向上を図るとともに、障害のある子どもたちや外国人の子どもたちへの指導、いじめや不登校への対応を含め、多様な教育ニーズに応じた学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図る。

- ・ 校長等のマネジメントのもと、教諭はもとより、養護教諭、栄養教諭、事務職員に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフが、連携・分担して役割を果たし、子どもたちに必要な資質・能力を育むことができるよう「チーム学校」を一層推進する。

(4) 学校の組織力の向上

質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応していくためには、教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境整備が重要である。校長等のマネジメントのもと、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図るとともに、子どもたちに必要な資質・能力を育むことができるよう、以下の事項に取り組む。

① 働きがいのある学校づくりの推進

教職員が志気高く責任と誇りをもって子どもたちに向き合え、学校が教職員のウェルビーイングを高める場となるよう、働きがいのある学校づくりを推進する。

【取組の方向性】

- ・ 校長等のマネジメントのもと、教諭はもとより、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の多様な専門性をもつ支援スタッフが連携・分担して役割を果たし、「チーム学校」として関係機関との連携も図りながら、子どもたちを取り巻く様々な課題への対応に取り組む。
- ・ 必ずしも教職員が担う必要がない業務に係る外部人材の積極的な活用や業務支援員の配置支援、コミュニティ・スクール等も活用した社会全体の理解の醸成、慣習にとらわれない行事・業務の見直し・廃止等により、学校・教職員が担う業務の適正化を図る。
- ・ 「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」及び「働きがいのある学校づくりに関する方針」の実効性向上に向け、校長等のリーダーシップのもと「チーム学校」として、在校等時間の適正な管理、外部人材の活用、先進的な取組事例（GPH100³⁸等）の普及、ICTを活用した校務・業務の効率化等を通じて、教職員の業務負担軽減に取り組む。

② 教職員の健康管理

教職員が心身共に健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、健康の保持増進を図る。

【取組の方向性】

- ・ メンタルヘルス不調の未然防止や早期発見・早期対応を目的とした相談事業、研修、職場復帰支援等に取り組む。

³⁸ 教職員の勤務時間適正化先進事例集「GPH100 ～GOOD PRACTICE in HYOGO 100～」(令和5年4月 兵庫県教育委員会)

- ・ メンタルヘルス総合対策の取組を広く教職員に周知し、きめ細かいサポートに取り組むことにより、療養者の減少に取り組む。
- ・ 年次休暇の取得促進、各種休暇制度の周知、自己研鑽の奨励、男性の家事・育児への参画等、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。
- ・ ハラスメントはもとより、教職員の悩み事について、相談窓口の活用や倫理観を高める研修の実施等を通じて、相談しやすい雰囲気の醸成を図り、風通しのよい学校づくりを推進する。

③ 管理職の確保・育成

学校において管理職は、「チーム学校」としての働きがいのある学校づくり、職場の心理的な安全の確保、学校外との連携・協働、信頼関係の構築、教職員それぞれの強みをいかしつつ意欲と能力の向上を図るなど、重要な役割を担っていることから、管理職を安定的に確保・育成する。

【取組の方向性】

- ・ 学校が抱える様々な課題を積極的に解決するためのリーダーシップを有する管理職の育成、学校運営の中心となるミドルリーダーの育成、女性管理職の育成等、これからの時代に求められる資質・能力を有する管理職の確保・育成を行うため、体系的・実践的な研修を実施する。
- ・ 学校運営・教育活動の中核的な役割を担い、将来管理職になることが想定されている主幹教諭の計画的な配置を行う。

第4期プランの骨子

基本方針	基本的方向	施 策	事業
予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進 1	(1) 「確かな学力」の育成	① 新しい時代に求められる資質・能力の育成	各取組に係る事業
		② 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実	
		③ 情報活用能力（情報モラルを含む）の育成	
		④ 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する国際教育の強化	
		⑤ 新たな価値を創造する教育の充実	
		⑥ 魅力と活力ある高校づくりの推進	
	(2) 「豊かな心」の育成	① 兵庫型「体験教育」の推進	
		② ふるさと意識を醸成する教育の推進	
		③ 道徳教育の推進	
		④ 人権教育の推進	
		⑤ いじめへの対応	
		⑥ 不登校への対応	
		⑦ 読書活動の充実	
	(3) 「健やかな体」の育成	① 健康教育・食育の推進	
		② 体力・運動能力の向上	
		③ 部活動改革の推進	
	(4) 社会的自立に必要な資質・能力・態度の育成	① 兵庫型「キャリア教育」の推進	
		② 社会的資質・能力の発達の支援	
		③ 主体的に社会の形成に参画する態度等の育成	
	(5) 特別支援教育の推進	① 連続性のある多様な学びの場における教育の充実	
		② 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実	
	(6) 幼児期の教育の充実	① 幼児期における教育の質の向上	
		② 幼保小の協働による架け橋期の教育の充実	
	(7) 高等教育（大学）の推進	① グローバル社会で活躍できる人材の育成	
		② 地域のニーズに応える専門人材の育成	
		③ 高度な専門性を有する人材の育成	
	(8) 私学教育の振興	① 私立幼稚園・小学校・中学校・高校の教育への支援	
		② 私立専修学校・各種学校の教育への支援	
	(9) 人生100年を通じた学びの推進	① 生涯学習・社会教育の振興	
		② 社会教育施設の充実	
		③ 文化芸術の振興と文化財の保存・活用	
		④ 「する・みる・ささえる」スポーツへの参画	
すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築 2	(1) 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進	① 特別支援教育の推進（再掲）	各取組に係る事業
		② 不登校児童生徒への支援（再掲）	
		③ 多様な教育ニーズへの対応	
		④ 男女共同参画の視点に立った教育の推進	
	(2) 学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進	① 家庭の教育力の向上	
		② 地域の教育力の向上	
	(3) 子どもの育ちを社会全体で支える取組の推進	① 子どもたちの創造的な活動等を支援する取組の推進	
		② 働き方改革・新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの推進	
	(4) 関係機関等との連携の強化	① 関係機関等との連携の強化	
		② 教育データ利活用に関する研究	
	(5) 子どもたちの安心・安全の確保	① 安全教育の推進	
		② 「兵庫の防災教育」の推進	
		③ 学校の危機管理体制の向上	
安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実 3	(1) 教育DXの実現に向けた教育の情報化の推進	① I・人・台端末の活用推進	各取組に係る事業
		② 情報活用能力（情報モラルを含む）の育成（再掲）	
		③ 教員のICT活用指導力の向上	
		④ 校務改善と教育環境充実に向けたICT環境の整備・充実	
		⑤ 教育データ利活用に関する研究（再掲）	
	(2) 修学環境の整備・充実	① 安心・安全な教育環境整備の推進	
		② 教育費負担の軽減に向けた経済的支援	
	(3) 教職員の資質・能力の向上	① 質の高い人材の確保、資質・能力の向上	
		② 意欲と能力が最大限発揮できる指導・運営体制の整備・充実	
	(4) 学校の組織力の向上	① 働きがいのある学校づくりの推進	
		② 教職員の健康管理	
		③ 管理職の確保・育成	

策定の経緯

1 兵庫県教育振興基本計画検討委員会設置

令和5年5月25日～令和6年3月1日

2 委員名簿(敬称略、職名は開催当時)

分野		名前	役職
学識経験者		新井 肇	関西外国語大学 教授
		井野瀬 久美恵	甲南大学 教授
		高坂 誠	兵庫県立大学 学長
		佐藤 真	関西学院大学 教授 【副委員長】
		長瀬 荘一	神戸女子短期大学 名誉教授 【委員長】
		永田 智子	兵庫教育大学 教授
各界代表	県議会	増山 誠	兵庫県議会文教常任委員会 委員長
		富山 恵二	兵庫県議会文教常任委員会 副委員長
	生涯学習	岩木 啓子	ライフデザイン研究所FLAP 代表
	マスコミ	小林 由佳	神戸新聞社 論説委員
	スポーツ	杉本 恵子	兵庫県スポーツ協会 副会長
	経済界	田中 裕子	兵庫県経営者協会 副会長
	労働界	森戸 卓也	日本労働組合総連合会兵庫県連合会 副会長
	青少年	山崎 清治	NPO法人生涯学習サポート兵庫 理事長
行政	市町教委	重松 司郎	兵庫県都市教育長協議会 会長
		西村 松代	兵庫県町教育長会 監査(～R5.11.28)
		系井 香代子	兵庫県町教育長会(R5.11.29～)
学校関係者	私学	濱名 浩	兵庫県私立幼稚園協会 顧問
		和田 孫博	兵庫県私立中学高等学校連合会 副理事長
		大岡 豊	兵庫県専修学校各種学校連合会 会長
	保護者	竹内 有希	兵庫県PTA協議会 会長
	公立学校	池田 由紀	兵庫県国公立幼稚園・こども園長会 副会長
		縣 智佳子	兵庫県小学校長会 庶務副部長
		山下 勝幸	兵庫県中学校長会 副会長
		大角 謙二	兵庫県立学校長協会 副会長
		小俵 千智	兵庫県立特別支援学校長会 前副会長
公募		荒木 伸雄	公募委員
		波多江 みゆき	公募委員

3 策定経過

令和5年

5月30日

第1回検討委員会(兵庫の教育の現状と課題)

7月31日

第2回検討委員会(骨子案)

9月29日

第3回検討委員会(素案)

11月14日

～12月4日

パブリック・コメントの実施(365件/200人)

12月25日

第4回検討委員会(最終案)

令和6年

1月11日

教育委員会議決

3月1日

第366回県議会議決



兵庫県マスコット
はばタン

05教T1-012A4

発行

兵庫県教育委員会事務局 教育企画課

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL 078-362-3214 FAX 078-362-4283

E-mail kyouikukikaku@pref.hyogo.lg.jp

ウェブサイト <https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/kikaku/>

